

決算特別委員会記録

1 日 時 令和元年10月23日（水）
 午前10時00分 開会
 午後 5時24分 散会

2 場 所 議員全員協議会室

3 出席委員（23名）

委員長	山本 健十郎	副委員長	藤原 雅彦
委員	小野 志保	委員	片平 恵美
委員	合田 晋一郎	委員	白川 誉
委員	伊藤 嘉秀	委員	越智 克範
委員	井谷 幸恵	委員	神野 恭多
委員	米谷 和之	委員	篠原 茂
委員	河内 優子	委員	黒田 真徳
委員	高塚 広義	委員	藤田 誠一
委員	田窪 秀道	委員	永易 英寿
委員	大條 雅久	委員	藤田 豊治
委員	藤田 幸正	委員	伊藤 優子
委員	仙波 憲一		

4 欠席委員

なし

5 その他出席者

代表監査委員	寺村 伸治	監査委員	柿並 哲也
監査委員	近藤 司	監査委員事務局長	曾我部 信也

6 説明のため出席した者

市長	石川 勝行	副市長	寺田 政則
----	-------	-----	-------

企画部

企画部長	鴻上 浩宣	総括次長（地方創生推進課長 兼地方創生推進監）	佐藤 博幸
次長（総合政策課長）	河端 晋治	次長（別子銅山文化遺産課）	秦野 親史
情報政策課長	山内 嘉樹	財政課長	木俣 浩毅
秘書広報課長	山本 知輝	別子銅山文化遺産課主幹	藤田 和久
地方創生推進課副課長	高橋 憲介		

総務部

総括次長（人事課長）	高橋 正弥	次長（税務長・資産税課長）	白石 勝彦
次長（市民税課長）	伊藤 裕敏	収税課長	高本 光

管財課長	原 道 樹	契約課課長	堀 尚 子
債権管理課長	近 藤 弘 二	市史編さん室長	高 橋 聡
総務課副課長	越 智 憲 一	総務課副課長	守 長 美由紀

福祉部

福祉部長	藤 田 憲 明	総括次長（健康子育て推進監）	櫻 木 俊 彰
次長（子育て支援課長）	曾我部 み さ	次長（地域福祉課長）	古 川 哲 久
次長（地域包括支援センター所長）	伊 達 忠 幸	生活福祉課長	桑 内 章 裕
介護福祉課長	久 枝 庄 三	国保課長	河 端 洋 一
保健センター所長	近 藤 珠 美	東新学園長	伊 藤 博
生活福祉課主幹	村 上 仁 志	保健センター主幹	東 田 寿 重
保健センター主幹	石 見 慈	保健センター主幹	伊 藤 美 幸
国保課主幹	中 西 輝 宣	東田保育園長	山 中 玲 子

市民部

市民部長	岡 松 良 二	総括次長（防災地域コミュニティ推進監）	原 正 夫
次長（地域コミュニティ課長）	長 井 秀 旗	市民課長	酒 井 千 幸
防災安全課長	竹 林 栄 一	人権擁護課長	青 木 隆 明
男女共同参画課長	松 木 真 吾	川東支所長	河 野 一 郎
上部支所長	鍋 井 慎 也	地域コミュニティ課主幹	沢 田 友 子
防災安全課主幹	高 橋 良 徳		

出納室

会計管理者（出納室長） 和 田 昌 志

議会事務局

議会事務局長	岡 田 公 央	議会事務局次長	飯 尾 誠 二
--------	---------	---------	---------

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（企画部情報政策課長） 山 内 嘉 樹

上下水道局

上下水道局長	庄 司 誠 一	総括次長（企業経営課長）	三 沢 清 人
次長（水道工務課長）	丹 下 輝 彦	次長（下水道建設課長）	秋 月 剛
次長（企業総務課長）	高 橋 司	水源管理課長	曾我部 浩 樹
下水処理場長	久 門 信 一	企業経営課主幹	岡 部 文 仁
水源管理課主幹	村 尾 裕	企業総務課主幹	安 藤 弘 江

7 委員外議員

伊 藤 謙 司	小 野 辰 夫
---------	---------

8 議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡 田 公 央	議会事務局次長	飯 尾 誠 二
議事課主幹	小 島 篤	議事課調査係長	神 野 瑠 美
議事課主任	村 上 佳 史		

9 付託案件

認定第1号

認定第2号

10 会議の概要

午前 10時00分開会

認定第1号

○三沢清人上下水道局総括次長（企業経営課長）：説明

○柿並監査委員：監査意見

認定第1号質疑

【水道事業会計】

○委員（大條雅久）平成30年度の基幹管路の整備延長と耐震化の状況はどうなっていますか。また、今回の台風災害で再認識させられましたが、災害全般について備えは十分でしょうか。

○丹下水道局次長（水道工務課長）平成30年度末における基幹管路の総延長は34.9キロメートルで、そのうち、耐震化済み延長は10.6キロメートル、耐震化率は33.2%です。平成30年度には1.2キロメートルの管渠を更新し、耐震化率は前年度から2.6ポイント増となりました。また、災害対応については、地震災害には基幹管路の耐震化等を進めているところで、その他としては3点ほど台風による被害の影響が考えられると思います。まず、風による災害については、水道施設の大半が道路内に埋設されている水道管渠であるため、地上にあるのは庁舎、送水ポンプ場、配水池等の建築物であり、風によって影響を受けることはほとんどないと考えているため、今のところ風に対しては問題がないと考えています。次に、降雨による浸水で特に浸水被害がひどかった河川に由来するものについては、愛媛県のハザードマップを確認し、水道施設自体が浸水による被害を受けることにはなっていないため、現状では浸水への対策は必要ないと考えています。最後に、土石災害については、愛媛県の災害マップで影響を示すエリアの中で水道の配水池の一部に支障があったため、今年度予定している外部電源の設置などで対応したいと考えています。今後については、ハザードマップの見直し等に合わせて施設の浸水対策等を講ずることになると思います。土石に関しては、水道独自の対応が難しく、国や県等に砂防施設の整備や治山事業を推進してもらうことが不可欠と考えているため、今後は国、県などに申請、要望等をしていきたいと考えています。

○委員（大條雅久）特に東日本を中心に、台風災害で電源を喪失した場合の対応が再認識されました。厚生労働省が昨年対策を求めた施設に対する災害時の電源確保が新居浜だけできていないという10月5日付の愛媛新聞の報道について、説明していただけますか。

午前10時42分休憩



午前10時43分再開

○曾我部水源管理課長 水道事業の停電対策としては、配水池全体の貯水量が施設基準である約12時間分の水を確保する整備が完了しているため、12時間までの停電であればおおむね断水を回避することが可能です。しかし、12時間を超えて長期間となる場合には全市的な断水が生じますが、これは本市だけでなく、他の水道事業体においても同様です。その理由としては、軽微な電力供給による施設では、可搬型ディーゼル発電機などによる対応が可能です。送水ポンプなど高圧受電施設を稼働させる電源は大規模な施設となり、災害時のみに使用する仮施設として整備するにはあまりにも効率が悪いからです。断水が長期間続く場合は、応急給水を実施するため、原水確保として水源地の水中ポンプを稼働させるための外部電源接続口を7カ所に整備しており、仮電源を準備すれば、取水し、応急給水が可能となっています。なお、上下水道局では可搬型ディーゼル発電機を1基保有しています。昨年7月の豪雨により、宇和島市などで土石流により水道施設が被災し、長期間の断水を余儀なくされた事例に基づき、新聞報道のあった瑞応寺配水池については、本市の重要給水施設などにつながるルート上にあり、次亜塩素酸ナトリウムを注入し、消毒する電気系統設備が被災する可能性があることから、対応を求められたものです。当初、施設の規模が小さく、応急対応が容易であること、また、バックアップ施設として新山根配水池の整備が完成していたことから、優先順位が低いと判断していましたが、厚生労働省の整備要請を受け、今年度中に外部電源装置の整備を行うこととしました。なお、土石流などによる水道施設への被災防止のためには、水道独自の対策では根本的な対応が困難であり、砂防施設整備や治山事業の推進が不可欠であるため、国、県などの関係部署へ早期対応してもらうよう要望などに努めます。

午前 1 1 時 4 1 分再開

○委員（大條雅久） 全市的には、電源喪失したら12時間しかもちません。厚生労働省から指摘を受けた施設だけでいいとは思えません。市の対応だけでなく四国電力の協力が必要だと思いますが、優先的に給水にかかる電源を確保してもらうという協定や話し合いをしていますか。

○曾我部水源管理課長 協定などは今のところ結んでいません。しかし、優先的に四国電力に要請することは可能ですので、今後、協定等の話をしたいと思います。

【工業用水道事業会計】

○委員（大條雅久） 災害時の対応と地震発生時の耐震管路の整備の状況についてお聞きします。

○曾我部水源管理課長 平成30年度末における基幹管路の総延長は7.64キロメートルで、そのうち、耐震化済み延長は3.73キロメートル、耐震化率として48.8%となっています。災害対策としては、今のところ耐震化を進めるということにとどまっています。

○委員（大條雅久） 第五次長期総合計画の後期計画の施策2-5、安心して安全な水道事業の推進という項目で、管路の耐震化のほかに、緊急遮断弁の整備を行い事故や災害に強い上水道を目指しますという記述があります。緊急遮断弁は、工業用水の場合は関係ないのですか。

○曾我部水源管理課長 工業用水の場合は、緊急遮断弁は設けていません。なお、配水池の耐震化は平成27年度、平成28年度で実施しています。

認定第1号要望

○委員（大條雅久） 四国電力との災害時の協定については、漠然と優先的にとということではなく、具体的に中身を詰めたもので進めることを要望します。

認定第1号採決

○委員長（山本健十郎） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、認定第1号は認定すべきものと決しました。

以上で認定第1号の審査は終了いたしました。

午前 1 0 時 5 5 分休憩

○鴻上企画部長： 訂正説明

○木俣財政課長： 説明

○寺村監査委員： 審査意見書の訂正説明及び監査意見

認定第2号 上下水道局質疑

【公共下水道事業特別会計】

○委員（越智克範） 上下水道局の資料で、予算現額に比べて実際の支出済額が大幅に未達になっており、予算執行率が非常に低い建設費の項目があります。予算執行率が低い項目について、当初の計画と工事が計画どおりに進んでいるのかどうか、また毎年発生している繰越分が問題になっていないのかどうかをお聞きします。

また、実際の費用の中に、建設費における補助事業と単独事業の区別の違いを教えてください。

○秋月上下水道局次長（下水道建設課長） 管渠等建設事業費の直近3年の当初予算と最終事業費を比較した結果としては、平成28年度は当初予算6億3,800万円に対し、国の交付金の当初内示減及び追加内示により、最終事業費は6億6,695万2,000円で、2,895万2,000円、4.5%増。平成29年度は当初予算6億9,390万円に対し、国の交付金の当初内示増及び追加内示により、最終事業費は8億7,190万円で、1億7,800万円、25.7%増。平成30年度は当初予算7億4,110万円に対し、国の交付金の当初内示増及び追加内示により、最終事業費は8億6,444万円で、1億2,334万円、16.6%の増となっており、予算に対して十分な事業費が確保されていますことから、予算時の計画以上に事業は着実に実施できていると考えています。

次に、公共下水道事業の執行については、当年度内に完了するよう工事の早期発注に努めているところですが、近年は事業計画区域の順次拡大により、整備済み区域に隣接する外縁部など数カ所の限られた区域での整備が中心となっており、迂回路の確保や地元住民の生活環境への影響を考慮しながら計画的に進めているところですが、工事発注後に地元から工事の時間帯の制限や短縮、着手時期の延伸などを要望される事案があり、予定工期内の工事の完了が見込めなくなることから、繰り越しとなる場合が発生しています。

また、年度末近くで国の交付金の通過内示があった場合には、その時点で当年度完成を見込める工期が確保できないため、繰越事業で対応している状況となっています。

なお、繰り越した工事は、施工に関する諸条件について地元協議をさらに行い、次年度のできるだけ早期に完了するよう取り組んでおり、事業執行におきましては特に問題は発生していないと認識しています。

次に、管渠整備における国の交付金事業の対象となる基準については、污水管渠の整備では整備する污水管渠の口径が300ミリメートル以上または下水排除量が1日当たり20立方メートル以上、雨水については、整備する雨水管渠の口径が700ミリメートル以上または下水排除面積が7ヘクタール以上となっています。したがって、この国の基準に満たない小規模な施設が単独事業で対応している区分ということです。

○委員（越智克範） 人口減少において、下水道に関してはこれからますます厳しい状況につながると思います。また、都市のコンパクト化を目指すという新居浜市の方向がありますが、下水道を対応しているところがどんどん周囲に拡散しているため、費用対効果が非常に悪くなってきているという状況だと思います。工事の進捗が十分に行われるように管理していただきたいと思います。

午前 1 1 時 4 9 分休憩



午前 1 1 時 5 1 分再開

認定第 2 号 第1グループ質疑

【平成30年度 決算の概要】

○委員（大條雅久） 一般会計決算比較表にある執行率について、歳入が87.5%、歳出が84.5%と、例年、特に前年に比べて低い理由と内訳を説明してください。

次に、人件費の内訳表で2のア、時間外勤務手当が前年対比マイナス12.3%と、大きな減になっている理由があれば内訳を含め御説明ください。

○木俣財政課長 まず、執行率とは、予算額に対する決算額の比率で、明許繰り越しされたものと及び継続費において逓次繰り越しされたものは含まれません。

この決算比較表にあります各年度の執行率について、予算額から繰越額を減じて計算しますと、平成26年度が歳入98.3%、歳出95%、平成27年度

が歳入95.9%、歳出93.1%、平成28年度が歳入96.7%、歳出93.7%、平成29年度が歳入97%、歳出94.6%、平成30年度については、歳入97.4%、歳出が94.1%となっています。

歳入については、過去5年間でおおむね96%から98%、歳出については、おおむね93%から95%で推移しており、大きな変動はありません。

平成30年度の執行率が低くなった原因としては、繰越額が約55億5,000万円と大きかったためです。

なお、平成30年度の主な繰越事業としては、小学校及び中学校の空調整備事業が2事業の合計で18億7,000万円、総合防災拠点施設整備事業が約26億7,000万円となっており、この3つの事業で約45億円を繰り越しています。

次に、時間外勤務手当の増減については、人事異動などによっても変動しますが、主には当該年度に特有の事業の有無によって大きく左右されるものです。

平成29年度と平成30年度の比較で大きく減少した主な事業及び時間外勤務手当額の減少額としては、国民体育大会開催対策費が約1,107万円、衆議院議員選挙費が約1,054万円、臨時福祉給付金が約273万円、市制80周年の新居浜太鼓祭りイベント事業費が約140万円など、合計約2,350万円の減となったものです。

○委員（大條雅久） 時間外手当の変化は、事業の中身だけということでは理解してよろしいのですか。決して働き方改革で誰かにしわ寄せが出なくなったということではないということですか。

○木俣財政課長

平成29年度にあった事業が平成30年度もあつたり、平成29年度になかったものが平成30年度にあつたりと、いろいろ増減はありますが、主なものとしては平成29年度にあった国体や市制80周年事業などが平成30年度になかったため、その分大きく変動したということです。

午前 1 1 時 5 7 分休憩



午後 0 時 5 8 分再開

【長期総合計画策定費】

○委員（白川誉） 市民意向調査業務委託料の委託内容と積算根拠を教えてください。

○河端企画部次長（総合政策課長） 業務内容は、市民意向調査票の作成、無作為抽出した市内

在住者1,500名に対する調査票の郵送、回答の集計、分析などです。費用は853,200円で、積算根拠については、4者による指名競争入札を行った結果、ぎょうせい四国支社へ委託し、その内訳は、研究員の手当345,000円、調査研究費25万円などです。

○委員（白川誉） 公表されていると思いますが、郵送で16問くらいの質問で、最終的に回答率36.3%と、以前の質問でも妥当かなという話がありましたが、通常民間ではアンケート調査に対してある程度の考察があると思いますが、委託先から、こういったアンケート内容でこういった考察をした、というようなものはありますか。

○河端企画部次長（総合政策課長） 委託先からのアンケート結果の報告書がありますが、考察については触れていません。こちらで今から考察をし、第六次に反映したいと考えています。

○委員（米谷和之） 結果は公開されていましたか。私たちももらっていましたか。

○河端企画部次長（総合政策課長） 結果はホームページなどで公表しています。

○委員（米谷和之） 意向調査はどういう目的で行ったのか、例えばどういう質問があったのかを、改めて教えてください。

○河端企画部次長（総合政策課長） 10年前と現在の市民の意識の変化を検証することが主な目的です。内容については、市への愛着について、望ましい本市の都市イメージについて、今後のまちづくりの方向性についてなどです。

【笑顔輝くプロジェクト推進費】

○委員（藤田誠一） 入場者、参加者等は以前と比べてどうでしたか。甲子園と名がついている以上、各県代表が集うイメージがありますが、現状はどうですか。同時期に開催されるハイスクールマンザイ大会についてどのような認識がありますか。

○河端企画部次長（総合政策課長） まず、参加者数等については、平成30年度の第8回大会の入場者が、予選バトル350人、決勝バトル1,100人の合計1,450人、参加者は、笑い演技部門では14組です。なお、平成29年度の第7回大会は、入場者が予選バトル200人、決勝バトル350人の合計550人、参加者は14組でしたので、第7回大会と比較すると入場者は増加し、参加者は同数となっています。

次に、笑顔甲子園の現状については、関東、中部、関西、四国、九州といったエリアの学校の方から申し込みをいただいておりますが、各都道府県からの幅広い参加とはなっておりませんことから、今後継続して開催する場合は、広報活動の充実を図るなど、さらなる参加者の増加に取り組みたいと考えています。

次に、ハイスクールマンザイについては、直前での日程公開となるため、笑顔甲子園との調整は困難であり、日程重複により笑顔甲子園参加予定者がハイスクールマンザイに出場するというケースもありました。

またハイスクールマンザイは漫才、笑顔甲子園は漫才、落語、コントといった形式や、笑顔甲子園の最終的な目的が、市民が笑顔になることであることから、ハイスクールマンザイとは大会の趣旨が異なるものと認識をしています。

○委員（藤田誠一） 関西圏などはハイスクールマンザイで優勝してメジャーになりたいという高校生がいるということで、笑顔甲子園では笑顔にすればそれでオーケーなのかということを感じ取ってしまいましたが、ハイスクールマンザイ大会に職員を派遣したことはありますか。

○河端企画部次長（総合政策課長） 派遣したことはありません。

○委員（藤田誠一） 甲子園と聞いたら、僕も思い入れがありますので、中途半端にするんだったらやめたほうがいいと思いますし、関西に成功事例があるんだったら、職員を派遣して、人気の理由を勉強する価値はあり、今後新居浜市にとってプラスになると思いますが、どうですか。

○河端企画部次長（総合政策課長） 今年度は事業が終わっていますので、派遣については来年度に検討を行っていきたいと考えています。

【走る広告塔事業費】

○委員（藤田豊治） 116万6,000円の使途を教えてください。また、このラッピングは本市のPRに役立っていると思いますが、運行された地域を教えてください。

○山本秘書広報課長 まず、116万6,000円の使途については、瀬戸内運輸株式会社の運行する大阪行き高速バスいしづちライナーのバス左側面及び後方面へのラッピングによる広告掲載料で、内訳として、1台につき月額4万5,000円の12カ月プラス消費税で58万3,200円、これの2台分で116万

6,000円となっています。

次に、ラッピングバス、トラックの運行している地域についてですが、バスについては瀬戸内運輸の高速バス2台がそれぞれ毎日新居浜と神戸、大阪間を1往復ずつ運行しています。

トラックについては、5事業所ごとに運行区域は異なりますが、関東・中越方面から九州方面までの広範囲で運行しています。

○委員（藤原雅彦） 長距離バス2台、トラック5台となっていますが、今までにラッピングしたバス、トラックは全部で何台ですか。また、目に見える効果はどうか。

○山本秘書広報課長 これまでにラッピングした車両台数については、平成25年度にバス2台及びトラック2台、平成29年度にトラック3台で、現在まで引き続き運行していただいております。現在の運行台数は、バスが2台、長距離貨物トラックが5台、合計7台です。

次に、目に見える効果についてですが、本事業は、本市の主要な魅力である別子銅山産業遺産群や太鼓祭りをラッピングして運行いただくことにより、市のイメージアップ、集客、ひいては経済効果につながっていくことを期待していますが、当該事業のみに限定して効果を検証することは困難であると考えています。

本市におきましては、シティブランド戦略策定後に市外に新居浜ファンをつくっていくことに力を注いでおり、首都圏でのイベントの開催、地下鉄車両等へのポスターの掲示、SNS等を活用した広報等シティプロモーション活動を展開しております。これら総合的な成果であると認識していますが、当該事業を開始する前の平成25年度中と平成30年度の本市への入り込みの観光客数を比較しますと、約220万人から約250万人へ約30万人の増加、また太鼓祭りに限定した入り込み数におきましても、約13万3,000人から約17万9,000人へと増加につながっています。

【奨学金返済支援事業費】

○委員（藤田誠一） 申請者数とどのような広報をしているのか伺います。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） まず、申請者については、平成30年度の実績として、新規が24件、2回目が26件、3回目が13件の計63件となっています。

次に、どのような広報をしているのかについて

は、本市へのU・I・Jターンを促進するため、東京や大阪で開催される移住フェアを初め、大学生等を対象とした合同企業説明会等において、新居浜市の住みやすさや働きやすさをPRするとともに、本支援事業の周知を行っています。

また、県内大学や愛ワークジョブカフェへのパンフレットの設置や市内高校への説明に加え、愛媛大学や新居浜高専も参画する東予東部ものづくり若年人材確保対策協議会においても、本事業について説明を行い、市内企業への就職促進に努めています。

さらに、企業向けの新居浜市企業応援パンフレットにも本支援事業を掲載し、市内企業や金融機関へも広く周知を行っています。

【CCRC導入推進費】

○委員（米谷和之） 若宮小学校の基本計画のみになっていますが、それ以外の事業、RCCの取り組みについてはどうであったのかお伺いします。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） この事業では、旧若宮小学校の今後の有効活用という形で視察研修等の旅費等で使っています。平成29年度にRCC新居浜アクションプランを作成し、そのうちアクション3と4については、旧若宮小学校で目的を達するために対応していますが、アクション2の空き家等活用型移住支援プランについては、空き家バンク推進事業で取り組んでいます。

○委員（米谷和之） 平成29年3月につくられたRCC新居浜の基本構想によると、事業拠点エリアに居住100人、それ以外のエリアに20人というように書かれており、平成32年に実現するという目標設定だったと思いますが、その辺りは平成30年度どのような進捗だったのか教えてもらえますか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 今動いているのは若宮小学校の利活用についてのみですので、構想はありましたがそちらの方は進んでいない状況です。

○委員（米谷和之） 現在の段階で平成30年度の事業の進捗具合から見ても平成32年に定住人口120人という目標は達成できないと思いますがいかがでしょうか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） かなり難しいと思います。

○委員（米谷和之） C C R Cの導入は、計画の中でも非常に大きな比重を占めた事業だと思えます。その事業が、平成30年度の段階で非常に実現が難しいとなると、計画自体を早急に変更する必要があるのではないですか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 国の方がC C R Cの推進から生涯活躍のまちへの指針の転換をしています。それを受けて本市もR C Cの基本構想とアクションプランとしてアクション1から4の計画を立てていますが、確かにアクション1のC C R Cに近い形の定住は難しいですが、アクション2からアクション4までについては動いているため、計画変更にはならないと思えますが、まずは若宮小学校の跡地を利用した生涯活躍のまちを推進し、その後いろいろ継続して事業を行っていきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 外部から元気なリタイアした方に新居浜で移住してもらおうというC C R Cの基本的な思想は、R C Cになっても生きています。その中で、本市に新たなコミュニティをつくってもらおうということが、主たる事業の目的であり成果だと思えます。平成30年度が終わった時点で実現不可能かという意見もありましたが、それをそのまま計画推進するということは、私から言わせるとあり得ないのではないかと。早急に事業計画を変更する必要があるのではないですか。

○鴻上企画部長 総合戦略を策定した当初の段階では、C C R Cの拠点として山田社宅の辺りを位置づけるという考えもありました。現状では、その位置づけは難しい状況であるため、旧若宮小学校を生涯活躍のまちの拠点という形で位置づけています。当然市外からの移住は進めていくことになるため、その辺りの組み立ては、現在策定している次期の総合戦略で軌道修正したいと考えています。

【三世代同居促進事業費】

○委員（藤田幸正） 三世代促進事業費の内訳、市民への広報のあり方、事業実績と今後の課題点についてお聞きします。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） まず、三世代同居事業の中に新居浜市三世代同居等支援事業と三世代あったか家族同居リフォーム支援事業の2つの補助事業があ

り、三世代同居等支援事業については、該当年度に住宅取得に係る契約をし、新たに三世代同居、近居を行われる方を対象に、補助金を最大20万円、リフォームについては工事費用の2分の1で最大10万円を支出するようになっています。

令和元年度におきましては、同居、近居の住宅取得に関しては50万円、リフォームについては20万円と補助金は上がっています。

次に、事業の周知方法などについては、各不動産会社にチラシを送付し、住宅購入検討者へ御案内いただくよう依頼をしているほか、住宅メーカー、宅建協会の会員、前年度申請者の契約先業者に周知をしています。

また、当該補助金申請者は、フラット35の金利引き下げ対象になることから、金融公庫が毎年8月に作成しています折り返し広告に制度を掲載しています。

また、市ホームページや移住・定住専用ポータルサイト新居浜L i f eにも常時掲載しており、市内外への周知を図っています。

なお、今年度は補助金が大幅に増額されたことから、まちづくり校区懇談会で説明しています。

事業実績については、平成30年度が同居5件、近居21件、リフォームがゼロ件の26件となっています。今年度の現時点の申請件数については同居2件、近居4件、リフォーム4件の10件となっています。そのほかに別途申請の相談が多数あり、この補助金は市外から新居浜への転入を促進するというよりも、市内から市外に転出防止という点に効力を発揮していると考えています。

課題点としては、3月に業者と契約すると、申請者の申請期間が非常に短いことが挙げられます。

○委員（藤田幸正） 金融機関や不動産、住宅メーカー等々へも働きかけて、いろいろやっておられるということですが、時期を逸すると補助を受けられないとか、近くに住んでいたから補助を受けられないとか、要件が非常に厳しいと聞きますし、平成31年度は金額をふやしたこともあり、その辺のところについて広報をきっちりしてあげないといけないと思い、今回お聞きをしました。実績や効果を見て、当初の計画と比較してどう考えられていますか

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 市外への流出を防ぐという目的で

平成29年度に制度を立ち上げ、最初は予算も少なかった状況です。また、目的には反するかもしれませんが、同居、近居することで、もう少し近くでコミュニケーションがとれるような形をとっていただけたらという思いもあります。

平成30年度は予定どおりの数字だと思いますが、今年度に関しては、補助金額を上げましたものの、消費税増税前の平成30年度に動かれた方が結構おられたのかなということで思ったよりもふえていないですが、予算額を超えるペースで申請の準備をされている方がいることは非常に大きな誤算で、逆にうれしいと感じています。

【転入者ウェルカム事業費】

○委員（米谷和之） この事業は、バスツアーと市民課の窓口で転入された方への記念品だったと記憶していますが、特にバス事業の概要や成果についてどのように把握されているのかお伺いします。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） バスツアーの実績については、平成30年度は3回ウェルカムツアーを実施しており、参加者は1回目の7月22日が11人、2回目の11月10日が17人、3回目の3月16日が7人、計35人が参加しています。東平や端出場、広瀬歴史記念館と、新居浜の歴史を紹介させていただくということでツアーを計画して実行しています。

事業終了後のアンケートには、新居浜は何もないのではなく、まだまだいっぱいあると感じた。比較的歴史が身近で、でも町は大きくコンパクトで、興味深い町だと思ったとの意見がありました。

○委員（米谷和之） バスの費用が48万円だとすると、単純に1人1万円以上の経費がかかっています。バスツアーに参加していただくということは、新居浜に転入されて、新居浜に非常に関心が高い方だと思いますが、そういう方に対してバスツアー終了後のアンケートだけではなくて、例えば自治会への加入状況やイベントの案内を送るといったその後のフォローはしていないのですか。1人1万円以上の経費をかけて皆さんにバスでもらってアンケートで終わりというのは、余りにももったいないという気がします。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） フォローアップについては、いろんなイベント等の御案内をしています。移住者の

方のネットワークをつくる上で、ツアーの参加者といろんな話をしてみたいという年度当初の計画は、まだ実行に移せてない状況ですが、そういった方々の意見やネットワークを生かしていきたいと考えています。

【シティプロモーション推進費】

○委員（越智克範） 特に力を入れて行った活動はどういうものか、また、今後に向けて課題となっているものにはどのようなテーマがあるか、お聞きします。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 平成30年度に特に力を入れたものは、移住定住専用ポータルサイトを11月に開設し、#ニイハマというフリーペーパーを創刊し、首都圏を中心に配布し、本市の認知度や魅力度を上げることに力を入れました。また、市内向けには、Hello!NEWニイハマ写真部という形で、参加者と一緒に市内を散策し、本市の魅力の再発見をしてもらい、撮った写真をInstagramなどのSNSによって参加者がそれぞれ発信、拡散することで本市をピーアールしました。課題としては、シティプロモーションの最終目標は移住、定住の推進であることから、新居浜市の魅力を高めるような関係各機関・団体等との連携、移住者に選ばれる生活スタイルをいかにプロモーションするかという手法を検討する必要があると考えています。

○委員（越智克範） フリーペーパーやHello!NEWニイハマ写真部などいろいろ実施しているということですが、2,000万円の費用を大体どういうところに使ったのか教えてください。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 移住定住専用ポータルサイトを構築するのに1,400万円、その中には#ニイハマのフリーペーパーも含まれています。新居浜市の名称のピーアールということで駅前のシンボルロードに掲げるアートフラッグの作成や駅前の人の広場での年末にかけてのイルミネーションを実行委員会に約400万円で委託しました。また、市内の中高生向けに、約130万円で若者定住ガイドブックを作成し、配付しました。

○委員（神野恭多） フリーペーパー等の活用の効果をどう認識していますか。配布後の検証は行っていますか。次に、ポータルサイトの閲覧数、その結果をどう考えていますか。3点目が、事業

において、直接、移住、定住につながった実績、近隣他市との比較を教えてください。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） フリーペーパーについては、平成30年11月下旬に首都圏方面に配付し、予想以上の高い反応がありました。その要因としては計画的な季節感の出るタイムリーなプロモーションといった記事内容、また、本市出身の水樹奈々さんのインタビュー記事を載せたことが功を奏したと思います。その検証としては約3カ月の間に、アンケート回答及びプレゼントの応募者数は目標720件に対して、821件の応募がありました。次に、ポータルサイトは平成30年11月に開設し、約3カ月間で26,843件の閲覧がありました。その中でも、Hello!NEWニイハマ写真部によるInstagramの発信やインフルエンサー、ブロガーの皆さんによる新居浜市のピーアールの記事に集中してアクセスがあったように感じています。この事業を通じて、直接移住や定住につながった実績はありませんが、平成30年度は70人の移住者実績となっています。首都圏方面での移住フェアに参加していますが、参加者の中にはフリーペーパーを見て来たという方もいました。近隣との比較については、新居浜は割と中途半端な田舎であり、しまなみ海道や海がある今治市や、完全な田舎がある西条市との住み分け、中途半端だがコンパクトで結構しっかりした町だという新居浜市のよさを今後もっと打ち出していく必要があると感じています。

【誕生祝品贈呈事業費】

○委員（永易英寿） 誕生祝品の品物の選定基準または状況はいかがでしょうか。木育の推進に係る誕生祝品の経費の内訳を教えてください。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 平成29年度に策定したRCCアクションプランにおいて、旧若宮小学校の有効活用の具体的な活用案として木育の推進を掲げていることから、木育に関する専門知識・ノウハウを持ち全国的に木育推進事業を展開している芸術と遊び創造協会に、本市の歴史に沿った木育推進事業の検討、提案、デザインを依頼の上制作しています。今年度4月から、保健センターで行われる5カ月児健康相談を実施する際、誕生祝品として贈呈しており、木の積み木は、地元産材を使用していること、手触りのやさしさなど、かわいらしい

デザインなど大変好評を得ています。経費の内訳については、木育推進事業の調査、提案、デザインに関する調査費用として92万8,800円、地元産材を活用した誕生祝品製作費用として513万円、それらおもちゃの検品及び木育推進冊子の製作費として210万6,000円となっており、誕生祝品の検品等業務については、次年度に繰り越しています。

○委員（永易英寿） 誕生祝品の目的ですが、もらった方にメモリアルになる贈答品を目指しているのか、もしくは新居浜らしさをPRするためにお渡ししているのか、どのように考えられていますか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） あかがねミュージアムが銅、今から整備しようとしている旧若宮小学校を中心に木育、どちらも別子銅山があって、別子銅山の銅と銅を製錬するために木を伐採し、荒れ果てたところに植林をして緑が蘇ったという両面を紹介するというので、誕生祝品の中にしおりが入っていて、鉱山の積木と書いてやまの積木という表題で、別子銅山の歴史、なぜ木なのかというのを紹介しています。どちらも新居浜市の歴史的なものもあり、おもちゃそのものも、線路があたりトロッコ列車があたり、別子銅山をイメージしたおもちゃにしており、どちらも加味したおもちゃと捉えていただければと思います。5カ月の子供なので、すぐにはわからないと思いますが、そばに置いておいていただいて、物心ついたときに新居浜と住友の関りや新居浜に愛着を持っていただきたいということで、誕生祝品を渡しています。

○委員（永易英寿） 二人目、三人目も同じものを渡しているのですか。市制70周年の時には、お手玉と銅と祭りをPRしていたと思いますが、今度は木育ということで、全体的な計画の中で、1本筋が通っていないのではないですか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 昨年も11月に若宮小学校体育館で木育キャラバンを実施し、今年も11月に予定していますが、そちらにお手玉の会やおもちゃ図書館きしゃぼんぼ、楢円の積木といった手作りおもちゃや木に関するおもちゃ、伝統的な遊びをされている団体を巻き込んだ形で、旧若宮小学校の子供の感性を育てるエリアを使用していきたいと考えており、筋が通っていないのではなく、継続しな

がら、お手玉の会とも協力させていただいています。

○委員（永易英寿） ほかでやっている事業を聞いているのではなくて、誕生祝品について聞いているので、ここでは木育のものしか渡していませんが、お手玉もお配りする予定はありますか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 今のところ予算的に予定はありません。

○委員（永易英寿） 一人目は木育のセットを渡しても、二人目は2つもいらないという声をよく聞きますが、お手玉とか選択肢を広げないと理解も深まらないし、行政の考えだけを押し付けるのはいかがなものかと思いますがどうですか。

○佐藤企画部総括次長（地方創生推進課長・地方創生推進監） 2つになれば、長い線路になって、もっと楽しく遊べるという考え方もできるので、一概に一家に2つも3つもいらないとは言えないと思いますが、今後において誕生祝品を考えていくうえで、ほかの選択肢についても当然検討していきませんが、当面は木のおもちゃで進めていきます。

【端出場水力発電所整備事業】

○委員（高塚広義） まず本体の耐震補強等の工事内容についてお伺いします。

2点目に、旧端出場水力発電所の歴史的価値を伝えるための3DCG映像制作の請負先、また映像の活用をどうしているのか、市内のどこで観賞することができるのかについてお伺いします。

3点目に、費用対効果をどのように認識しているのかお伺いします。

○秦野企画部次長（別子銅山文化遺産課） 平成30年12月に施工業者三井住友建設・白石工務店共同企業体と工事の安全祈願祭を行い工事着手しております。主な工事内容については、端出場水力発電所のある土地は崖地であり、県道からも10メートルを超える落差があるため、クレーン等の工事車両の駐車場、資材置き場の確保のため、一次構台の設置工事並びにのり面の補強工事、基礎工事です。

また、クレーンを旋回するときに支障のある電線の移設を住友と協議の上行い、平成31年度の工事が円滑に進むよう施行しています。

次に3DCG映像の請負先については、松山市の株式会社ノトスに委託しました。

映像の活用については、平成31年2月から16分の本編はマイントピア別子2階において特設視聴席を設け、市内外の来訪者に放映し、好評を得ているところです。

また、6分のダイジェスト版は、市のホームページからユーチューブ映像にて公開しており、本日まで2,985回のアクセスがありました。

次に、費用対効果についての認識ですが、今回の映像制作は、別子銅山の近代化を支え、100年以上にわたり維持されてきたれんが造の建物や明治45年の発電機に加え、吉野川水系銅山川からの取水、当時東洋一の落差を誇る水圧鉄管、当時世界一と言われた海底ケーブルの敷設など、卓越した技術と水路システムによる発電が今日の工業都市新居浜の礎を築いたことなど、発電所の歴史的価値を伝えることができ、一般公開に向け、マイントピア等の来訪者に興味を喚起することが一定程度できたと考えています。

【広報推進費】

○委員（白川誉） 広報番組制作委託料の積算根拠及び費用対効果と広報番組の視聴者数などの目標設定が事前にあったのかを教えてください。また、広報番組の企画、構成は市それとも委託先のどちらがやっているのかを教えてください。最後に新居浜市のホームページ保守業務の委託内容と費用についてお聞かせください。

○山本秘書広報課長 広報番組制作委託料については、主にマイタウンにはま及びいんふお新居浜の映像、音声の制作費と映像、音声の放送料です。また、広く新居浜市をPRできる事業の愛媛朝日テレビ主催のふるさとCM大賞に係る作品の制作費などが含まれています。

積算根拠としては、税別で映像と音声に係る製作費が499万8,000円、これらに関する放映・放送料が420万円、インターネットによる配信料が120万円など、合計1,141万2,000円となっています。

次に、費用対効果については、本市の魅力や行政からのお知らせを初めとする情報発信を行うことは、市民の皆様の市政への理解と参加、また市民プライドの醸成といった点からも非常に重要であるとともに、市政日より等の紙媒体では伝わりにくい内容をわかりやすく音声や映像で伝えられる有効な手段であると認識しています。

一方で、高額な経費を要している事業であるこ

とも十分認識していることから、常に費用対効果について課題意識を持ち事業に努めており、その一つとして、平成30年4月1日よりケーブルテレビ111チャンネルと112チャンネルを統合して1チャンネルにまとめるなど、効率的な運用を行っているところです。

次に、広報番組の視聴者数などの目標設定についてはしていませんが、委託先のハートネットワーク株式会社に視聴可能世帯数を確認したところ、9月末時点において2万2,171世帯が視聴可能世帯であると聞いています。単純に住民基本台帳上の世帯と比較するのは難しいところですが、市内全世帯5万7,679世帯の約38%が視聴可能世帯となっている状況です。

また、周知の方法については、本来は委託先であるハートネットワークに行っていたのですが、市としても、広報番組については、市のユーチューブ公式アカウントにアップロードしており、更新のたびにホームページ、SNSなどを用いて広報を行っているところです。

このほか、コミュニティーFM等についても、庁舎内でお昼休みに放送するなど、職員、来庁者の方にお聞きいただくなどしています。

引き続き委託業者のほうに広報の強化につきまして申し入れするとともに、市の広報媒体を活用した情報発信と周知に取り組みたいと思います。

次に、番組の企画、構成については、取材における映像の撮影及び編集作業は、委託業者にお任せしていますが、企画や構成は、基本的には市が行っています。

また、番組構成の検証については、広報番組は基本的に担当課から依頼のあったお知らせやイベントなどを放送しているため、毎回担当課と協議し、部内での確認、検証を得た上で収録、放送を行っています。

なお、今後においては、マスメディアのプロである委託事業者や本市の広報戦略アドバイザーなどにも企画、番組構成について御意見をお伺いしながら、市民の皆様にとってわかりやすい内容になるよう努めてまいりたいと思っています。

最後に、新居浜市ホームページの保守業務の委託内容については、市が所持していますウェブサーバーに福泉株式会社が導入したソフトウェアに関するセキュリティー対策を含む管理、またコンテンツやプログラム等に関する取り扱いの説明、

指導・助言、ふぐあい対応などです。保守業務委託に関する費用は、一月当たり4万2,984円、年間で51万5,808円です。

【財政調整基金積立金】

○委員（伊藤優子） 財政調整基金額は昨年より倍増していますが、目標としていた数字はありますか。

○木俣財政課長 財政調整基金の毎年の積立目標については、市税や地方交付税などの状況にも左右されますが、地方財政法第7条により、決算剰余金の2分の1を翌々年度までに積み立てることとされていますことなどから、毎年の決算剰余金に応じた積み立てを一応の目標としています。

平成30年度については、平成28年度の決算剰余金約11億1,000万円の2分の1の5億5,500万円のうち、積み残し分として残っていた約4億9,800万円と平成29年度分の一部として約1億1,100万円、合計6億906万8,000円を積み立てしたものです。

午後 2時00分休憩

午後 2時10分再開

【市史編さん事業費】

○副委員長（藤原雅彦） 市史編さん事業費の内訳についてお伺いします。また、市民への普及とは具体的にどのようなになっていますか。市史編さんの中で、住友企業とのかかわりはどのようなになっていますか、お伺いします。

○高橋市史編さん室長 まず、内訳ですが、主なものとして、非常勤職員2人の報酬、各種保険料で444万8,000円、外部研究者による講演会や会議出席、大学生の調査協力に対する謝礼等として182万6,000円、外部研究者の旅費費用弁償として45万8,000円、貴重史料の複製物の作成や書籍の運送等に係る業務委託料として355万4,000円、カメラやパソコンの外づけハードディスク、キャビネット等の備品購入費として45万7,000円です。

次に、市民への普及については、昨年度におきましては、郷土の戦国武将金子備後守元宅の歴史とそのルーツを学ぶと題し、市民を対象とした歴史講演会として、第1回市史編さん記念講演会を10月15日にリーガロイヤルホテル新居浜で開催し、新居浜と30年来交流のある入間市の文化協会の方、新居浜出身で三重大学の藤田教授に講師をお務めいただき、約160人の市民の方に聴講し

ていただきました。

もう一点、予算を伴うものではないですが、昨年の12月から市政だよりが一番最後のページに、新居浜の玉手箱を連載しており、昭和時代の新居浜の古い写真を紹介するなどして普及を図っています。

最後に、市史編さんの中での住友企業とのかかわりについては、本年4月1日に施行した市史編さん審議会条例の規定により、7月31日に設置した市史編さん審議会の委員に学識経験者として住友史料館の末岡照啓副館長、また関係団体の代表者として、住友金属鉱山株式会社別子事業所総務センター長の綿寿氏に就任していただき、御意見をいただきながら進めているところです。

今後も具体的な調査研究を進めるために、編集委員会や専門部会を随時立ち上げてまいります。ここにおいても末岡副館長には主導的な役割を担っていただきたいと考えており、良好な関係を継続してまいりたいと思っています。

また、京都市にある住友史料館では新居浜市に關係する史料も多く所蔵されているようですので、それらの研究についても、住友史料館の御理解を得ながら進めさせていただきたいと考えています。

【コンビニ収納事業費】

○委員（伊藤嘉秀） コンビニを利用した件数と収税額、件数の方は資料に平成30年度は21,425件とありますが、この1件の収税額に係る経費を教えてください。それと利用者数の過去の推移はどうなっているか教えてください。また、コンビニを検討された時に、コンビニ以外での収税方法について検討されたかどうか教えてください。

○高本収税課長 コンビニ収納は、平成25年度から軽自動車税について導入し、今年度から市県民税、固定資産税及び国保料、後期高齢者保険料、介護保険料、保育所保育料について新たに開始しています。このことからご質問に対する回答は、実績が明らかになっている軽自動車税について説明させていただきます。まず、平成30年度コンビニ利用件数は21,425件、税額は1億4049万4900円の利用がありました。なお、全体の納付件数は57,357件でコンビニ納付利用率は約37.4%です。コンビニ収納1件当たりの経費については、各コンビニで支払われた軽自動車税の市への送金及びそのデータ作成等の経費として1件当たり57円の

手数料と、利用があった月に定額1万円の手数料が必要でして、消費税も含めると1件当たりの経費は約63円となっています。

次に、利用者の過去の推移については、コンビニでの納付件数、延べ利用者数になりますが、開始当初の平成25年度は、15,387件、平成26年度は16,436件、平成27年度は18,326件、平成28年度は19,492件、平成29年度は20,544件、そして平成30年度は21,425件と、毎年増加しています。

コンビニ以外の収税方法の検討については、今回のコンビニ収納の拡大に合わせ、スマートフォンのアプリを利用した納付が可能となっています。これはスマートフォンを利用して、Pay Payのアプリなどで、納付書のバーコードを読み込めば家庭でも納付が可能となっています。また、本年10月から地方税共通納税システムが全国一斉に開始されていますが、事業所を対象としまして、法人市民税などがeLTax（地方税ポータルシステム）を利用して、オフィスのパソコンなどから電子納税が可能となっています。これ以外にクレジットカードによる納付について検討しています。ただ、導入自治体は少なく（県下では愛媛県のみ）、納付者に納付額の約1%程度の手数料がかかることなどから、導入自治体でも納税者の利用率が低くなっており、今後、クレジット納付については、他市の状況や市民ニーズ等を踏まえながら、検討していくことを予定しています。

○委員（伊藤優子） 委託料、手数料、印刷製本費が524万1,000円かかっていますが、効果があったとお考えですか。

○高本収税課長 効果については、従来から実施している軽自動車税については、開始から7年目を迎えています。認知度の高まりとともに毎年千件程度増加しています。近くに金融機関がない方、また、24時間支払いが可能であり市民の皆様の利便性向上につながっていると考えています。また、収税確保の観点から、軽自動車税に係る徴収率が、開始前の平成24年度の91.5%から平成30年度には93.7%と2.2ポイント上昇していること、納期内収納率も平成24年度の83.3%から平成30年度の87.4%へ4.1ポイント上昇していることから一定の効果があったものと考えています。

【選挙管理委員会費委員報酬】

○委員（伊藤嘉秀） 選挙管理委員会委員報酬の内訳と選挙管理委員の月平均の出勤拘束日を教え

てください。

○高橋総務部総括次長（人事課長） 選挙管理委員会委員報酬の内訳は、委員長が月額2万2,900円、年間25日の勤務で57万2,500円、委員が1人当たり月額2万900円、年間18日の勤務で37万6,200円となっています。

決算額としては、委員長が年間57万2,500円、委員3人で年間112万8,600円、合計170万1,100円です。

次に、月平均の勤務日については、委員長が約2.1日、委員さんが1.5日です。

○委員（伊藤嘉秀） 過去に委員報酬の増減はありましたか。あった場合にはその理由を教えてください。

○高橋総務部総括次長（人事課長） 委員報酬については、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に準じて改定をしています。

現在の報酬額については、平成24年4月から適用されており、そのときは委員長が2万3,000円から2万2,900円に、委員が2万1,000円から2万900円に減額改正されています。

今後におきましても、国の人事院勧告等々踏まえまして、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に準じて改定を検討していきたいと考えています。

午後 2時24分休憩

◇

午後 2時28分再開

認定第2号 第2グループ質疑

【家庭・婦人相談員費】

○委員（仙波憲一） 家庭相談のここ3年の件数と傾向を教えてください。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 家庭相談の実績については、平成28年が1,150件、平成29年が1,348件、平成30年が1,350件となっており、相談件数は、増加傾向にはあると言えます。

また、相談の内容については、本人や家庭の問題が複雑に絡んでいる相談が大変多く、保護者自身が障害を持っているために人間関係がうまくいかないといった相談や、自分の母親との関係が悪く、親には頼れない状況での相談、児童相談という形での児童虐待の相談もふえている状況です。

○委員（仙波憲一） 最近テレビ等でよくクローズアップされている子供の虐待については、新居浜市でふえていますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 虐待についての相談件数は、平成28年が51件、平成29年が73件、平成30年が70件です。

虐待だけの相談ではなく、児童相談、婦人相談、大きくいうと家庭的な相談も含めた中で虐待についての相談があるという状況で増加傾向にあります。

また、70件が全部解決しているわけではなくて、いろいろなことが絡んでいるということもあります。

虐待については、単に身体的な暴力だけではなくて、ネグレクトや子供の前でお母さんがお父さんに殴られるとか暴言を吐かれるというような面前暴力という心理的な暴力がふえている傾向です。

○委員（片平恵美） 何人の相談員でこの千何百件の相談に当たっていますか。また、1人が持っている相談件数は何件ぐらいですか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 子育て支援課には婦人相談員が1人、家庭相談員が1人、いろいろな相談に乗るような形の者が3人います。

家庭相談員として任命を受けているのは正規職員ですが、婦人相談員とその他の相談業務をしている3人は臨時職員及び非常勤職員です。

婦人相談に限りますと、長い間継続して相談を受けていたり、1週間に1回は必ず連絡があるとか、その相談員を頼って自分の心や体のつらさを相談員に吐き出されたりとかして、電話の後にはすっかりしました、ありがとうございますということで電話を切られているというような状況です。

【福祉のまちづくり推進費】

○委員（小野志保） 社会福祉大会開催費等とありますが、社会福祉大会以外に開催した行事はありますか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 福祉のまちづくり推進費は、核家族化の進行などにより、近年地域における住民同士の交流が減り、地域への関心が薄れていることから、地域活動への住民参加を促すための広報、啓発に取り組むとともに、住民を初め福祉のさまざまな担い手が共同し活動できる場としてさまざまな行事を開催するもので、新居浜市社会福祉協議会に対し、社会福祉大会・生き生き幸せフェスティバル開催事業補助金

64万1,000円を交付し、10月の生き生き幸せフェスティバル・ボランティアフェスティバルと12月の新居浜市社会福祉大会を開催しています。

地域福祉課が所管していますその他関係の行事については、他の行政目的におきましてさまざまな社会福祉団体と協働して実施しており、社会を明るくする運動大会や福祉のつどい、心身障がい者（児）団体連合会体育大会などを開催しています。

【生活困窮者自立支援事業費】

○委員（小野志保） 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却した具体例があれば教えてください。平成30年度新規相談者数は何人ですか。平成30年度以前より継続して支援を続けている生活困窮者数を教えてください。平成30年度に結果として自立に繋がった生活困窮者数を教えてください。

○桑内生活福祉課長 生活困窮から早期に脱却した具体例について、2例だけ紹介します。1例目は、生活保護につなげたケースで、高齢の父親と長男の二人暮らしで長男が病気がちの父親を介護するため就労しておらず、収入は父親の年金のみでたちまちの生活に困り、生活保護受給となったものです。いわゆる7040問題に該当するケースで、父親が介護サービス利用を新たに開始するとともに長男が就労を開始し、生活、収入ともに安定したことから早期の生活保護脱却が可能となります。相談から生活保護脱却まで概ね半年を要しています。2例目は、生活保護に至らずに生活再建が図れたケースで、ネグレクトにより実家から追い出され、友人宅に一時的に生活している单身女性ですが、アルバイトを始めたばかりで、家を借りるお金がなく、センターに相談に至ったケースです。社協で貸付を受けることができ、住居を確保、知的障害の可能性があったため、関係機関と連携し障害年金を受給、また、障害者雇用で就労もかない収入増が図られ、収入面では半年程度で不安が解消されました。ただ、家計管理など生活面の自立がまだできていないため相談から2年たつ現在も継続して支援に努めています。これは、ほんの一例ですが、このように相談に訪れる方は、複合的な問題を抱えているケースもあり、関係機関と連携し自立に向けて息の長い支援に努めています。次に、平成30年度の新規相談者数についてですが、平成30年度は、合計304人で前年度並みとなっています。次に、平成30年度以前より

継続して支援を続けている生活困窮者数について、支援を継続している方は、22人に及び、生活支援、就労支援や家計改善など本人に寄り添いながら包括的な支援に努めています。次に、平成30年度に結果として自立に繋がった生活困窮者数について、新規相談者304人中、就労等による収入増で自立に至ったのが11人、他法活用等により一時的困窮状態を解消し自立に至ったのが14人、家計改善により自立に至ったのが7人、合計32人が経済的自立を図れたものと認識しています。

○委員（小野志保） 昨年度に支援を受けていた人で、まだ自立につながっていない方々のその後の支援を継続して行っているものはありますか。

○桑内生活福祉課長 自立相談支援センターには、生活上の心配や不安で多くの相談が持ち込まれており、相談内容は多岐にわたり、早期に解決するものや複雑で困難な問題を抱えているケースもあり、その場合は息の長い支援が必要なことから、数年に渡りかかわっているケースもあります。今後におきましても、相談内容によって、本人に寄り添いながら問題解決に向けて包括的かつ継続的な支援に努めたいと考えています。

【障がい者工賃向上促進事業費】

○委員（仙波憲一） この事業の業務委託の内容と、高齢者日常生活支援サービスの具体的な内容と効果についてお伺いします。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 障がい者工賃向上促進事業は、介護保険制度において平成27年度より当時の呼び方で言うところの新しい総合事業が全国的に展開される動きに合わせて、事業の対象である要支援者等の生活支援サービスに障がい者就労継続B型事業所が参画することで、その工賃向上を図ることができないか、という狙いで、モデル事業として取り組んでいるものです。業務委託の内容としては、要支援の介護保険被保険者及び事業対象者に対する日常生活等の洗濯がその主な業務です。高齢者日常生活支援サービスの具体的な内容についてですが、高齢者日常生活支援サービスという説明語句については、先ほど説明した介護保険の総合事業との関係性を示すための表現です。具体的な内容は、ケアプランやケアマネジメントにおいてサービス利用が位置付けられた要支援者及び事業対象者宅に週1、2回集配用のランドリーネットという袋を取りに伺い、事業所で洗濯、乾燥を行い、たたんだ後に仕

上がった洗濯物を次回の訪問時に届けるというものです。また、独居高齢者に対しては、ご希望により洗濯物の集配時に見守り安否確認を行っています。効果については、今年度に総合事業移行後の評価と今後に向けた協議を行うこととしています。モデル事業の範囲内での就労機会の提供や業務の確保という効果はありましたが、現時点での評価としては、B型事業所による事業として業務に係る人数や時間の問題、集配が単独では行えないなどの制約があり、また一定数以上への対応が難しいとの相談も伺っています。また、需要動向、民間業者の存在、さらに既存設備老朽化による買い替えの必要性などもあります。これまでの状況に加え、事業所の運営上の課題を含めて、総合事業の生活支援サービスとして正式に参画することが可能かどうかの結論を得ることとしています。

○委員（仙波憲一） 洗濯以外の業務も考えているのかどうかと、このモデル事業は今後もやるのかどうかを伺います。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 洗濯以外の業務を考えられないかについては、B型事業所に限らず、A型事業所も工賃の向上については大変大きなテーマとなっており、B型事業所、A型事業所、一般就労移行の事業所とで、自立支援協議会の働く部会で、いろいろな情報交換や相談を行っています。この事業自体は、介護保険制度に参画することが可能か、ビジネスチャンスとして捉えられるかどうかの検証の事業で、介護保険にかかわる部分以外でも事業所の協議の中で相談を受けており、今後も受けていきます。この事業を続けていくかについては、今年度中に事業評価を行い、事業所とも協議をして結論を出しますが、これまでの状況の中で、簡単には続けることはどうかという部分があります。本事業の評価としては、総合事業のサービスとして実施するのが可能かどうかであり、B型事業所が洗濯業務自体を継続できるかどうかではなく、高齢者や要支援者に限らず適正な料金で実施するであるとか、近隣の地域だけで十分な受注がある、どこかの事業所から継続的な大口の受注があるといった場合には、集配効率と業務量の関係から事業として成立することになってくるので、今回の評価、検討でこの事業が来年度以降どうなるかに限らず、常にA型事業所、B型事業所の意見を聞きながら工賃向上

に向けた相談はこれまでも行っており、これからも続けていきます。

○委員（小野志保） 障がい者就労継続B型事業所の工賃は向上しましたか。向上したのであれば、前年と比べいくら向上しましたか。業務委託のほかに経営コンサルタントや企業OBなどを派遣し、経営力の強化、技術の向上、事業所職員の人材育成を図るための研修会などを実施しましたか。この委託料で不足はなかったですか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 工賃向上の成果と額についてですが、本事業は、介護保険制度の変更における総合事業サービスに障がい者就労継続B型事業所が参画し継続可能な事業にすることで工賃向上を図ることができないか、ということを図る目的のモデル事業ですので、実質的な成果は委託事業が独立事業として成立しうるかどうかにあると考えています。額については、この事業がなければ、事業所は他の業務を受注することになるので、単純な比較はできませんが、仮に現在のモデル事業の条件で受託事業所における工賃向上効果を試算すると、委託事業所の平均工賃の総和から全従業員人数で割り戻して、事業所の作業員一人当たり、月額1,400円ほどの工賃UPになる計算となっています。経営コンサルタント等の活用による、経営力、技術力、人材育成等を図ったかについては、本事業の目的としてそのような活動は想定していないため、特に現在のところ実施していません。就労継続B型事業所は一般就労が困難な方で、A型事業所のような雇用契約による就労も困難な方が作業される事業所であるため、事業の効率化の前にそれぞれの障害者の障害特性や個人特性に応じて、どんな仕事ならできるのか、その可能な仕事の組み合わせや経験の積み重ねを工夫しつつ指導していく、また、就労の場自体にすることができかどうかの訓練から始める部分が大きなウェイトを占めていますので、一般的なコンサルタントや企業のノウハウを直接活用することは難しい部分が多いのではないかと考えています。しかしながら、各事業所では福祉就労の相談経験のあるコンサルタントと相談されたり、全国的な活動の情報による事業の工夫をされているため、自立支援協議会はたらく部会などでも情報共有、意見交換しながら何か活用できるものはないか常に相談をしています。委託料の不足の有無については、不足しているという報告は

いただいでいません。

【おもいやり駐車場整備事業】

○委員（藤田豊治） 障害者等用駐車場改修内容及び改修施設、場所を教えてください。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 改修内容としては、公共施設の障害者等用駐車場を対象外の市民が利用しないよう、一般車両駐車スペースとの区別をつけやすくするため、目立つ色による塗装を行うとともに、愛媛県が推進しているパーキングパーミット制度で対象となっている障害者以外の高齢者、妊産婦、けが人等も利用しやすくなるように複合マークに改修を行ったものです。

改修施設、場所については、決算成果で説明の15カ所という表記は、1カ所が1台分を指しており、15台分に読みかえてください。

公共施設に整備している障害者等用駐車場が、市役所本庁舎や学校、公民館、公園等58施設、111台分ありますが、本事業以外の事業での整備予定のものを除いて70台分に対し、平成27年度から平成30年度までの4年間を本事業で、令和元年度は教育委員会の事業として改修を進め、5年間で整備しているものです。

平成30年度の改修施設、場所は、別子銅山記念図書館、上部支所、渡海船駐車場、東平記念館、池田池公園、土橋公園、中萩きらきら公園、平尾墓園の8施設の計15台分です。

○委員（小野志保） パーキングパーミット交付後、一時的に歩行が困難な方の有効期限後の返却率はどのくらいですか。まだ返却されていない方への対応はどうしていますか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 利用証の発行については、市でも受け付けを行っていますが、県の発行になっており、返却場所は、県への返却や県内他市町でもよいということになっています。本市でも窓口へ持ってこられた分のみの回収としており、このため返却率の把握はしていません。県の要綱では、未返却の方への対応については、交付対象者でなくなった場合のみ返却を求められています。利用証に有効期限が記載されており、交付時に有効期限と返却方法についての説明をしていますので、特に未返却者への催促等は実施していません。

【重度障がい者（児）タクシー利用料金助成事業費】

○委員（片平恵美） タクシーチケットの利用を

申請する権利がある該当者の中で、申請した人は何%くらいですか。申請した人の中で利用した人は、どのくらいいますか。また、交付したチケットに対する利用されたチケットの割合はどれくらいですか。

1度の利用で250円まででは少ないという声が多く聞かれています。総額は変えないまでも、一度にチケット2枚まで使えるようにするなど、利便性を向上させる取り組みを検討されましたか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 対象者は身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持されている方で、福祉施設に入所されていない方になっています。平成31年3月の時点で2,837人いますが、うち申請された方は1,456人で、申請率は51%となっています。

申請者1,456人中、チケットを利用された方は943人で、65%。また交付したチケットに対する利用されたチケットの割合は、交付枚数6万3,700枚中2万5,819枚で、41%です。

平成27年7月からの交付時は助成券1枚のみの利用に制限していましたが、近隣他市が初乗り運賃程度の助成を行っており、本市においてもほぼ同程度の助成を行うために、平成28年4月よりタクシー乗車1回につき助成券は最大2枚まで使用できるように運用を変更しています。

質問の趣旨のような意見を耳にされたということは、利用者に対する説明や広報に不十分な点があるということが考えられますので、徹底を図る必要があると受けとめています。

午後 3時01分休憩

午後 3時10分再開

【見守り推進員活動費】

○委員（永易英寿） 見守り対象の高齢者の人数は何人ですか。また、そのうちの要、不要の割合はいかがですか。

○久枝介護福祉課長 平成30年4月1日現在の独居高齢者数は4,371名です。見守りを要する対象高齢者の人数は3,207人で、独居高齢者全体の73.4%となっています。見守りを不要とする独居高齢者の人数は1,164人で、独居高齢者全体の26.6%となっています。

○委員（永易英寿） うちの校区でも、見守りを不要とする方の孤独死が数件ありますので、見守

りの不要の方への対応と、あと見守り推進員の高齢化が著しく、対象年齢以上の方が見守りをしている現状があります。不要の方の孤独死対策または見守りの高齢化対策をいかに考えて事業を実施していますか。

○久枝介護福祉課長 独居高齢者で見守りが不要となっている方であっても、身体状況が変わるということで見守りが必要になるということは常にあり得ることと考えています。そのための対策としては、民生児童委員を中心とした地域の見守り体制の中で把握に努めていただき、適切な見守りができるようお願いをしています。

近年、見守り推進員の高齢化などによって、その確保が難しくなっているという声もお聞きしています。対策としては、やはり民生児童委員や地区の社会福祉協議会によって地域で高齢者を見守る体制を整備していただいていますので、この活動の中で自治会等の関連する団体にも協力いただき、見守り推進員の確保に努めていただけるようお願いをしております。

○委員（永易英寿） ちょっとずれるかもしれませんが、高津校区ですと85歳の方が一番最高齢で見守りをされている方が2人いますが、それ以上の方はおられますか。

○久枝介護福祉課長 済みません、把握していません。

【障がい者就労支援創出事業費（繰越分）】

○委員（高塚広義） 障がい者の一般就労に向けた次世代働き手育成の場創出連携事業補助金とありますが、具体的にどのような活動をしている団体に補助金を出しましたか。この事業の成果と課題及び費用対効果をどう認識していますか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 補助の対象事業所は平成23年1月1日に障害者就労継続支援A型の事業所指定を受けている事業所です。障害者を雇用して、菌床シイタケや野菜の栽培、シイタケパウダーを活用した菓子販売等を行っています。

今回補助の対象となった事業は、障害者が一般就労に向けた訓練ができる、働く場としての食堂を始めというものであり、その中でいくつもの効果を狙った事業となっています。その効果としては、障害者の一般就労に向けてより実践的な訓練が可能になること、他の福祉事業所の生産する野菜の使用や物品の販売も行い複合的に効果を生

み出すこと、地産地消の推進とともに規格外品の野菜を使用すること、白芋等地元特産物の利用による振興への貢献等であり、こうした雇用面、経済面の効果のほか、地域課題の解決も見据えたものとなっています。食堂は今年の2月に開設したばかりで、まだ1年間の実績がないので成果や課題について検証できる段階ではありませんが、目的とした質的な効果については事業において既に実施されているものであり、経営も最近は安定してきたと伺っています。

○委員（高塚広義） 障害者就労継続支援A型について詳しく説明をお願いします。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障害者に対して、雇用継続の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所と規定されています。

○委員（篠原茂） 一般就労に向けどのような流れになりますか。どのくらいの障害者雇用を想定し、どのくらいの雇用の確保ができましたか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） もっともイメージしやすい流れは、子供の頃から障害があることがわかっており、障害サービス等で療育を受けたり特別支援学校等を経て就職する場合だと思います。この場合は、軽度の方で直接就職活動により就労する方もいますし、どのくらい働くことができるのかわからないという場合は、就労移行支援事業所で就労の適性判断や就労面に係る課題等の把握、就労に向けた訓練等を行い、その適性に基つき就労継続支援B型やA型、一般就労へつないでいく流れになります。このほか、学生生活や就職活動がうまくいかない、あるいは離職した後には障害があることがわかるという、いわゆる大人の発達障害等のケースや、就労者がメンタルに支障を来すケース、事故等を原因とした高次脳機能障害、精神科の病院から退院して就職を考えるケースなどがあり、これらを含めた様々なケースで就労支援を行う流れがあります。次に、障害者雇用者数の想定についてですが、障害者の就労に関するパターンが様々で、大人の発達障害など潜在的な需要もある関係で、設定すべき全体像の把握は大変困難なものがあります。このため、第5期の障がい福祉計画では、障害者全般における就

労目標の設定はありませんが、業務の遂行上の内部的な目安として、1学年当たりの障害者数や一般就労支援の状況から、新規の就労支援で45人程度、再就職支援なども含めて90人程度の支援が1年当たりで必要ではないかと考えています。次に、本事業における雇用者数ですが、食堂は現在昼食の時間帯を中心とした営業となっており、障害者の雇用は6人です。6人という数字は一見少ないようにも感じられ、一般の事業所規模としても零細なものに含まれますが、新規就労支援の目安45人や新居浜公共職業安定所所管の法定雇用対象事業所の本市での雇用総数458人という数字と比較すると、決して小さいものではないと考えています。

【障がい児通所支援事業費】

○委員（篠原茂） 昨年度の事業費は3億9,485万6,000円でしたが、平成30年度の事業費は4億6,248万6,000円に増額していますが、要因は何ですか。受け入れ可能人数は何人ふえましたか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） この事業費の内訳は、通所支援給付費等、はげみ園の指定管理経費、国保連合会審査手数料、前年度国庫負担金の交付額確定に伴う返還金となっていますが、増額の大きな要因としては、事業所数の増加に伴う利用数の増加による通所支援給付費の増加です。事業所数としては、平成29年度から平成30年度では、児童発達支援事業所は5事業所から7事業所、放課後等デイサービス事業所は13事業所から16事業所とそれぞれ増加しており、また定員についても、全体で180人から230人にふえています。利用できる事業者数がふえたことにより、利用人数が330人から370人、利用回数は4,830件から5,678件にふえ、給付費も3億7,116万8,896円から4億3,801万1,949円へふえています。受け入れ可能人数については、平成29年度から平成30年度にかけて、新たに3つの事業所が開所されたことにより、定員ベースで児童発達支援が55人から75人に、放課後等デイサービスは、125人から155人にそれぞれ増加しています。令和元年度は、児童発達支援と放課後等デイサービス合わせて定員10人の多機能事業所が令和元年10月より新たに開所しています。

○委員（篠原茂） 事業所はふえたということですが、これ以上ふやす必要がありますか。

○古川福祉部次長（地域福祉課長） 現在入りたいといわれている方は全員施設・サービス利用をされています。ただ、実際にこの分野で利用されようという方は年々ふえており、事業所の中にもまだ開設を考えている所もあるようです。はっきりとした需要総数はわかりませんが、まだもう少しはふやす必要がある可能性があると思っています。

【病児保育事業費】

○委員（黒田真徳） ひとり親の方など利用する側にとって大変ありがたい事業だと思いますが、1日の利用料金が子育て世代には負担が大きく、利用をためらう原因になるのではないかと思います。利用の方の声はどうか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 利用者の方の声については、誰も見てくれないときに預かってもらって本当にありがたかったという声をいただいています。

費用的な面に関しては、費用が高くて使いにくいなどという意見は特に窓口ではお聞きしていませんし、前日電話であした行きたいなどと電話を子育て支援課で受けるときもあります。そのときもそういう声は特にいただいておりません。

ただ、子育て世代等へのアンケート調査をしたところ、この事業のことにについて知らないと回答された方が大変多かったので、事業の周知方法、事業について知っていただくということをさらに検討していきたいと思っています。

【ファミリーサポートセンター事業費】

○委員（白川誉） マッチング事業だと思いますが、依頼会員411人、提供会員177人のそれぞれの平均年齢、依頼もしくは提供の平均回数、最少と最大の提供依頼の回数を教えてください。それぞれ利用されている会員の声、わかる範囲でいい悪い含めて教えてください。この事業における課題及びその課題の解決策について何か今考えられていることがありましたらお聞かせください。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 依頼会員の平均年齢が40.3歳です。依頼平均の回数が、実際利用できた場合の平均としては74.4回です。最少依頼回数についてはゼロ回、最大依頼回数が300回になっています。

結果、依頼の希望どおりにできる場合もありますが、できない場合も多くあるということが言えると思います。

提供会員の平均年齢については59.2歳、提供の平均回数ですが、実際に提供できた回数の平均としては108.5回です。最少の提供回数はゼロ回、最大の提供回数は396回となっています。

会員の声についてですが、よい意見として、ファミリー・サポート・センターのおかげで仕事が継続できて本当にありがたいという声もいただいています。逆に、依頼をしてもなかなか条件に合った提供会員が見つからなくて本当に困りますという意見もいただいています。

実際に活動できる提供会員の数がふえないことが課題だと思っています。活動できる提供会員も多数いますが、複数の依頼をかけ持ちで活動しているので、なかなか要望に応じた提供ができないことが課題になると考えています。

その解決策としては、会員増を目指して声かけや周知など、とにかく裾野を広げるという意味で会員増を目指していきたいと思っています。

ただ、この事業については、仕事の紹介をしたり、仕事としてやってもらうというイメージではなく、有償のボランティアという形で、地域のネットワークや地域の人材をどのようにして活用するかというところに主眼を置いた事業と考えていますので、子育て世代の方がいろいろなサポートの中の一つとして考えてもらえるような形でうまく運営できる方法を今後も考えていきたいと思っています。

【児童虐待防止対策緊急強化事業費】

○委員（小野志保） 児童虐待防止対策講演会開催及び地域ネットワーク活動や児童虐待防止に関する情報、子育て支援活動の周知においてどのような取り組みをされましたか。この金額で不足はなかったでしょうか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 平成30年度の実績として、子どもの時代の今とこれからと題して東予子ども・女性支援センター所長山内幸春さんによる児童虐待の防止啓発に関する子育て講演会を昨年11月に開催をしました。

また、事業費支出以外では、児童虐待につながりそうな案件や子育てに対してしんどさを抱える保護者支援のために、学校、保育園、児童相談所、保健センター、警察など関係機関で情報を共有しながら個々のケースに対して解決につながるような支援を行っています。また、支援の方法を学ぶ研修会にも出席をしてスキルアップにも努め

ています。

この金額で不足はなかったかということですが、愛媛県から虐待に関する相談を受ける専門家を虐待チーム派遣という形で派遣してもらうことができますが、昨年は処遇困難な虐待案件がなかったために、旅費の支出がありませんでした。

また、予定していた研修についても、職員の業務経験年数が少し足りなかったために研修会に出席できなかったため未執行となりましたので、これからも継続していろいろなことに取り組んでいきたいと思っています。

昨年度は、いろいろ予定していた事業がありましたが、実際には支出することができなかったという経緯があります。できれば今後いろいろな経験ができるような研修会の出席や、講演会をできるような経費については要望していきたいと思っています。

【認定こども園施設型給付事業費】

○委員（越智克範） 入所状況において50%に満たない低い入所率のこども園がありますが、このような低いこども園に対する要因と対策はどのようになっていますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 定員や部屋の面積に余裕があり、入所希望がある場合でも、子供の人数に対する基準に沿った保育士の確保ができなければ入所させることができません。そのため入所率の低い理由としては、そのこども園での保育士確保が難しいという面が大きいと考えています。

そのためには、保育士確保が急務でありますので、入所率の低い施設に対しては、保育所確保についての指導や対応をお願いしています。実際、保育士募集という形で新聞広告の折り込みに入れたりしていることもあります。保育士については人材不足で、どの施設も確保については少し難しいというのが現状だと思っています。

○委員（越智克範） 給付費が定員によって多いほうがこども園に対してメリットがあるということはないのですか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 定員が多いほど給付費が多くなるというメリットはありません。定員が少ないほうが割合的には給付費の割合が高くなりますので、いつまでも定員を高いまま置いておくメリットは施設側にはないと思っています。

○委員（大條雅久） 保育士が足りないので受け入れの子供の人数が定員に対して4割というところがあるというふうに聞こえました。定員は、保育士いなくても決まるわけですか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 定員については、例えば定員を60人に設置するために保育園の部屋の面積を確定するというふうに施設の建設、認可をするという条件のときに、定員も設置していきます。

保育園としてはその定員に見合うような保育士も確保するということがもともとの条件だとは思いますが、定員は設置するにしても、実際子供たちがその園に集まるか集まらないかという部分については、未知数な部分もあり、なかなか確保できない、1人、2人足りないなどということや、子供の年齢による人数、乳児、ゼロ歳児だと3人に1人の保育士が要りますが、5歳児だと30人に1人というように保育士の割合が微妙に違うので、その時点、時点に応じた入所希望の子供の数によって保育園では割り振りをしてその年の入園できる子供たちを決めますので、一応園自体としては保育士の確保の目標は決めているという状況ではあり、最終その目標に向けて各保育園で努力はしたものの、やっぱり1人は集まらなかったという結果になることはあるかとは思いますが。

【子育て応援パスポート事業費】

○委員（白川誉） 当初予算と決算額が変わった理由と、当初の協賛店舗の目標数や配布目標数はどうだったのですか。協賛店舗に対する募集フロー及び実施後のフォローの内容は何かルール決めていますか。協賛店舗でのパスポートの実際の利用実績はどうでしたか。対象者へのニーズの調査は行っていますか。行っているのであればどのように反映させたのですか。他部局事業の母子手帳アプリとの連携は行っていないのですか。行っていないのであればその理由を伺います。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 予算額との差額については、予算額43万円のところ、印刷製本費が39万2,000円の執行ということで、入札減少金による差額です。協賛店舗については、店舗の意思によって参加していただいているため、特に目標数は設定していません。配布目標は妊婦から15歳以下の子供を持つ世帯で、母子手帳の交付を受ける保健センターや、保育所、幼稚園、

各小中学校を通じ対象世帯へ配布しています。協賛店舗は112店舗、配布冊数は1万1,388冊の実績となっています。募集の方法について、すでに登録をいただいている店舗については、1月頃に次年度の継続登録を依頼します。新規に登録の店舗については、市のHPにおいて随時募集をしています。登録店舗には、お店に張ってもらうステッカーに加え、店内に掲示してもらう、お店のサービス内容を掲載して、ラミネート加工したチラシを配布し、利用者へのPRに役立ててもらっています。協賛店舗やサービス内容については、ホームページで紹介しており、年度途中の登録や変更については、報告を受けるごとにホームページでサービス内容を変更して掲載しています。今年1月に登録店舗にアンケート調査をした結果、112店舗中34店舗から回答をいただいております、回答をいただいた34店舗の内29店舗で実際に利用されていました。また、利用された方は未就学児や小学校低学年の家庭が多いとの結果でした。店舗の利点としては、店のPRやイメージアップにつながった、今まで対象でなかったお客様に来ていただけた、お客さんとのコミュニケーションが図ることができた、お子様連れの方がふえた、など店舗のメリットもあったとの回答をいただきました。利用者へのニーズ調査については、12月に保育園及び子育て支援拠点利用者へアンケートによるニーズ調査を行っており、パスポートを小型化してほしいとの希望がありましたので、今までは冊子で配布していたものを今年度からカードタイプに変更しました。また、配布時期についても年度当初にしてほしいという要望がありましたので、4月1日に各小中学校、保育園に配布しました。また、協賛店舗がすぐわかるようにしてほしいという要望もありましたので、店舗へステッカーを配ることに加え、ラミネートで利用内容がわかるチラシを作って各店舗へ渡しています。母子健康手帳アプリとの連携については、現在のところ行っていませんが、今後、母子健康手帳アプリの利用状況や連携にかかる経費と効果などを検討し、判断していきたいと思っています。

○委員（白川誉） Hello!NEW新居浜の一番のターゲットである子育て世代だと思いますが、Hello!NEW新居浜の取り組みとどういった連携がありますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 現在連携は実施していませんが、母子健康手帳アプリといったところで検討する余地があると思いますので、店舗自体のイメージアップであったり、利用者の利用希望の吸い上げといったところに結び付きやすいかとは思いますが、ただ、費用的なこともあり今後検討していきたいと思っております。

【愛顔の子育て応援事業費】

○委員（河内優子） 新居浜では約1,000人の赤ちゃんが生まれているとお聞きしています。交付人数が477人ですが、市民の方への周知はどのようにされていますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 対象が第2子以降の出産の方を対象にしていますので、出生が1,000人のうち、人数は1,000人以下になります。

また、申請期限については、1歳になるまでにしていますので、出生した年度に必ずしも申請するとは限らないため、昨年度は477人でした。

事業の周知については、まず出生届を市民課に提出されたときに、この事業を含めた子育て支援事業についてのチラシを配付していますので、出生届と同時に申請をされる方が大変多くいます。

また、その後は児童手当や乳幼児医療の手続のため子育て支援課の窓口に来たときに確認し、申請の案内をしています。ほとんどの方はこの一連の手続の中で完了しますが、ほかには保健センターでの5カ月健診のときや、子育て情報冊子すくすくにも掲載していますので、それで確認をし、手続をする方もいます。

それでも未申請の方もいますので、個別対応として、申請は1歳までできますので、タイミングをはかりながら文書で連絡をしています。

このような周知体制をとっていますが、残念ながら平成30年度は1名の未受給者がいました。この方については、保健センターからの連絡や、数回の通知もしましたが、結果、未申請ということになりました。

○委員（大條雅久） 1人だけ未申請のことで気

になったのですが、その後現認しましたか。面談しましたか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） その方がきちんと子育てをしているかどうかの確認という意味でしょうか。

○委員（大條雅久） はい、そうです。生存確認。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 済みません、そこまでの確認はしていません。

何度も文書で連絡をしましたが、申請しなかったということも過年度にありましたので、そういう方もいらっしゃるという認識でした。

【保育所費】

○委員（伊藤嘉秀） 市内の保育園の入所率では、特に多喜浜保育園が低いようですが、過去の入所率の推移を教えてください。それと、多喜浜保育園の入所率が低い原因、理由を教えてください。また、多喜浜保育園の入所率向上策で実施していることを教えてください。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） まず、平成27年度からの過去5年間の入所率につきましては、平成27年度が68人の入所で56.7%、平成28年度が60人の50%、平成29年度が54人の45%、平成30年度が46人の38.4%、平成31年度が38人の31.7%となっています。

年度当初の公立保育所の保育士の配置の際には、入所希望の多い園にまず保育士を配置する調整を行っています。

その結果、地理的な条件もあり、第1希望として入所を希望される方が少ない多喜浜保育園への保育士の配置が少なくなり、定員より少ない入所になっています。

市全体では市立保育所、私立保育所を含めた市内全体の希望を調整して入所決定をしています。

120人定員ですので施設にも余裕があり、保育士を確保できれば特に年度途中の保育需要には対応できることから、継続して保育士の確保に努めている状況です。

○委員（伊藤嘉秀） 保育士が少なく、多喜浜は希望者が少ないという理由ですが、市全体で保育士の人数は足りていますか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長） 公立保育園については、4月1日時点で待機児童が出ないように調整して、4月1日に入所希望した方が全員入れるように、A保育園に集中して配置した

り、B保育園の保育士を1人減らしてA保育園に配置するという形で、保育士の人数を調整しながら市全体で4月1日現在に待機児童が出ない状況にしています。

臨時保育士の申し込み自体も大変少ないですが、年度途中で臨時保育士の応募があれば、足り苦しい園などに保育士を順次配属している状況です。

【健康増進対策費】

○委員（田窪秀道） 保健センターにて生活習慣病、がん予防のために健康教育、相談、検診事業等を実施していますが、どのような目立った成果がありましたか。検診受診資格者人数に対する受診者数を見て、見解をお聞かせください。

それと、若年者健康診断の実施人員をふやすために策は考えられましたか。1日人間ドックの受診者数は当初の予想人数から勘案した場合、妥当な人数だったのでしょうか。

○近藤保健センター所長 生活習慣病の発症や重症化予防のための正しい知識を普及し、健康づくりに取り組む方をふやすために、健康教育や健康相談を実施しています。健康教育では、医師、歯科医師によるがんや歯周病に関する講演会を開催し、合計で135人が参加し、76%の方がよく理解できたと回答しています。

体組成測定を利用した健康相談では、1,654人の方が利用され、体重が減少した方が59.4%、筋肉量が増加した方が56.2%となっています。

検診事業については、がん検診を受診された延べ1万9,253人のうち、精密検査によりがんが発見された人は平成31年3月末現在16人となり、検診により早期発見、早期治療につながったと考えています。

次に、検診受診資格者人数に対する受診者数についてですが、本市が実施するがん検診の対象者の考え方は、ほかにもがん検診の受診の機会を持たない者としています。

ほかの主要な受診機会として、企業や保険者が行うがん検診がありますが、就業状況や加入保険等は常に変動し、正確に把握することが不可能な状況です。そのため、国においては、がん検診のあり方検討会において、対象者について検討がされています。

現状としては、がん検診の対象年齢人口から農林水産業人口以外の就業者数を除いたものを対象

としています。

平成27年度の国勢調査をもとにして就業者数を除き算定した40歳以上の男女の対象者は、3万9,443人となっています。

がん検診受診者数については、胃がん検診が3,178人、子宮頸がん検診が2,101人、肺がん検診が5,282人、乳がん検診が2,715人、大腸がん検診が5,977人となっており、受診者が多いとは言えない状況であります。

がんは死亡原因の1位で、2人に1人が罹患し、3人から4人に1人が亡くなる現状があることから、早期発見、早期治療につなげるよう、がん検診受診勧奨に努めてまいります。

受診の利便性を高めるために、健診実施回数15回中に土曜日2回、日曜日4回の日程を設定し、子育て中の女性のために、健診会場で託児を行っています。

健診の周知方法として、特に若い人が利用するコンビニ、理容室、美容室、銀行のATM、車屋などの店にポスターの掲示や幼稚園、保育園の保護者へチラシを配布しました。若年者健康診査の対象者は、18歳から39歳の健診を受ける機会がない方であるため、広く受診勧奨を行い、自分の体について考える機会を持ち、健康意識の向上につながるよう取り組んでまいります。

現在1日人間ドックは新居浜市医師会に委託し、計画では月曜と土曜日の週2回、1日検査者10人程度の予定で年間56回、受診者数500人としておりましたが、担当医師の体調不良や受診者のキャンセルにより、予定していた回数を行うことが困難になり、実施回数は50回、受診者数が391人となってしまいました。

午後 4時02分休憩

午後 4時11分再開

【精神保健推進費】

○委員（高塚広義） 予算に対する執行率を教えてください。事業費が前年度と比較して7倍ほどになっていますが、その理由について教えてください。

普及啓発事業が前年度1,304人に対して、平成30年度が662人と減っていますが、どのように分析されていますか。

ゲートキーパー養成講座は、平成29年度2回実施していましたが、平成30年度1回となっていま

すが、その辺の理由についてお伺いします。

○近藤保健センター所長 予算に対する執行率については、予算額351万5,000円に対し、執行額315万8,699円であり、執行率は89.9%となっています。また、平成29年度の事業費は45万3,330円であり、270万5,369円増の6.9倍、約7倍となっています。

平成30年度に新居浜市自殺対策計画を策定するための基礎資料とするため、アンケート調査、集計分析を株式会社サーベイリサーチセンターへ委託した委託料が254万8,800円となっています。

若年者層への取り組みとして、進学や就職等でひとり暮らしを始める市内の高校3年生を対象に、独り立ちサポートブックを作成し、配付するための印刷製本費が20万9,217円となっていることから、事業費増額となっています。

平成29年度は子供の自殺を予防するために、思春期の心の病気の理解として、小中学校の保護者対象に9校445人、学校保健委員会の児童生徒3校71人を対象に啓発事業を実施したものを含んでいます。平成30年度は若年者層対策として、進学や就職でひとり暮らしを始める高校3年生の心の健康を守るために、独り立ちサポートブックを作成、配付したため、普及啓発としての人数は減少したようになっていますが、事業の方法を変え、若年者層への事業を年次的に取り組むこととしているためです。

ゲートキーパー養成講座については、平成29年度は一般市民対象に、医師の講義を中心として1回の講座を3回開催し、115人を養成したが、平成30年度は新居浜市の自殺の動向が高齢者に多いという特徴が見られたことにより、健康や介護に不安のある高齢者と接する機会が多い介護職を対象とし、医師の講義1回と相談実技を交えた講義1回の2回を1コースとする内容とし、充実させため、回数的には減少しましたが、受講者数については延べ133人養成することができました。

○委員（高塚広義） 事業の中で、アンケート調査を行っていますが、検証されていますか。

○近藤保健センター所長 今年3月に策定した新居浜市自殺対策計画の中で、市内に居住する20歳から79歳の方2,500人に昨年6月から7月にかけて、市民アンケート調査を実施しました。回収率が1,297件で、51.9%となっています。

結果は、やはりストレスが多いということが出

ていたり、眠るために睡眠薬や安定剤などの薬を使う方も多くはないのが10%ぐらいはいるという結果が出ていたり、不眠が続いてもかかりつけの医院を受診しないと回答された方もいましたので、そういう状況があったときには専門医を受診するという必要性について、今後きちんと啓発をしていかないといけないと考えています。

国や市の対策である自殺予防週間や強化月間、ゲートキーパーという言葉の認知度が非常に低く、1割程度にとどまっていることもあるので、その辺も積極的に周知をしていく必要があるのではないかと結果が出ています。

【子育て世代包括支援センター運営事業費】

○委員（藤田豊治） 事業内容と件数を教えてください。相談内容について、多かった項目はどのようなことでしたか。

○近藤保健センター所長 子育て世代包括支援センターでは、母子保健相談支援事業、母子健康手帳アプリの発行、関係機関連絡会、産後ケア事業等を実施しています。

母子保健相談支援事業では、母子健康手帳発行時に全妊婦に対し面談を行い、子育て応援プランと一緒に作成し、妊娠5カ月から6カ月と妊娠8カ月から9カ月の時期を捉えて電話相談を行い、継続的な支援を行うとともに、ハイリスク妊婦に対しては個別支援計画を策定し、電話相談や家庭訪問を行い、継続的な支援を行っています。

利用実績については、母子健康手帳発行時の健康相談が862件、ハイリスク妊婦への支援計画策定が214件、フォローのための家庭訪問が86件、電話相談が1,291件、来所相談が191件となっています。

次に、母子健康手帳アプリについては、平成30年8月から導入し、平成31年3月末現在の登録件数は378件です。

また、関係機関連絡会として産婦人科医療機関や子育て支援機関との連絡会を年間1回ずつ開催し、関係機関とのネットワークの強化を図っています。

主な相談内容については、妊娠前期である母子手帳発行時には、面談を受けた862人中、相談があると答えた389人のうち、多い内容は、おなかの赤ちゃんのことが127人、妊娠経過についてが118人、仕事についてが113人、産後の生活についてが99人、経済的なことが94人、出産についてが

78人となっています。

妊娠中期である5カ月から6カ月では、自分の体のことについて、妊娠経過についてが多く、妊娠後期である8カ月から9カ月では、出産後のことについて、上の子供について、出産後では、一人での子育てについて、授乳について、赤ちゃんのことが多くなっています。

核家族化や地域のつながりが希薄化する中、孤立感、負担感を抱える妊産婦が増加しており、また何らかの問題を持つハイリスク妊婦が全妊婦の4分の1を占めている現状から、虐待を未然に防止するためにも、初回面接となる母子健康手帳発行時を捉え、さまざまな情報を把握するとともに、妊婦に寄り添い、産前産後のケアの充実を図り、子育て世代包括支援センターが調整役となり、関係機関と連携強化を図り、包括的な切れ目のない支援体制の構築に努めてまいりたいと考えています。

【国民健康保険事業特別会計】

○委員（井谷幸恵） ここ3年、被保険者の所得水準、差し押さえの件数は、どのように推移していますか。均等割、平等割をなくすことを検討しましたか。値上げを避けるため、どのような取り組みをしましたか。

○河端国保課長 所得水準については、当初の保険料賦課計算時の被保険者の総所得金額を、被保険者数で割った1人当たりの所得金額は、平成28年度が54万6,465円、平成29年度が56万1,749円、平成30年度が55万8,950円と、55万円前後で推移しています。

差し押さえ件数については、平成28年度は107件、平成29年度は130件、平成30年度は67件です。

均等割、平等割をなくすことについては、平成29年9月議会で、子育て支援や少子化対策として、18歳以下の子供を扶養する国保世帯の均等割を減免し、無収入の子供の国保料軽減を行ってはどうかとの質問があり、検討を行った経緯があります。その際には、均等割については、国民健康保険に加入している受益者にそれぞれ等しく負担いただく性質であること、また、減免を行った場合には子育て世代以外に負担を求めることになるため負担の公平性を損なう懸念があること、世帯の加入者数と所得に応じて均等割と平等割を軽減する制度もあることから、厳しい国保財政状況で

は、市独自での減免は困難であるとの結論に至っています。

保険料の引き上げを避けるための取り組みについては、平成30年度に保険料率の見直しを行い、1人平均約2%の引き上げとなりましたが、被保険者の保険料負担を緩和するため、一般会計から約8,000万円の繰り入れを行っています。

【介護保険事業特別会計】

○委員（高塚広義） 地域支援事業費が前年度と比較して約4,700万円増加していますが、その理由は何ですか。地域支援事業費の中で、任意事業費のみが前年度と比較して約440万円減少していますが、その理由は何ですか。栄養改善個別指導事業、地域リハビリテーション活動支援事業、在宅医療・介護連携推進事業が新たにスタートしていますが、成果と課題についてはどうですか。シルバーボランティア推進事業費が前年度の約5分の1に減っていますが、その理由は何ですか。また、どのように分析していますか。

○久枝介護福祉課長 地域支援事業費の増加についてですが、介護予防・生活支援サービス事業費と包括的支援事業費が前年度に比べ増加しています。介護予防・生活支援サービス事業費では、介護予防・生活支援サービス費が平成29年4月からの開始であり、平成29年度が実質11カ月分であったため、平成30年度分は約3,800万円増加しており、介護予防ケアマネジメント費も同様の理由で約600万円増加しています。包括的支援事業費では、医療と介護の連携の推進を図る在宅医療・介護連携推進事業の新設により約400万円増加しています。

任意事業費の主な減少の理由は、利用者が毎年度減少したことや民間の配食事業ができてることにより、配食サービス事業を廃止したため約220万円減少したことと、要介護者紙おむつ支給事業の支給要件を、現役並みの所得があり、利用者負担が3割となる世帯を対象としない改正を行ったことで、約140万円減少したことによるものです。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター長）

新たにスタートした事業の成果と課題については、栄養改善個別指導事業は、要支援・事業対象者のうち、栄養改善を希望する人に対して管理栄養士による個別指導を行うことで、食生活の自立を図り、要介護状態になるのを予防する事業で

す。成果としては、肥満者は減量、痩身者は増量が図られました。また、高血圧や腰痛の改善、足踏み運動をしたり、野菜を積極的に摂取するなどの行動変容も見られ、利用者への効果はあったものと評価しています。課題としては、本来高齢期における栄養改善個別指導は低栄養リスクのある者を対象とすることが多いと言われていますが、本市では、低栄養リスクのある人よりも、肥満や生活習慣病重症化によるリスクのある人が多く、栄養改善だけでは本来の目的が達成できないことがわかりました。そのため、今年度は、栄養改善を含めた生活全般の改善を図るための生活改善個別指導事業として複合的なプログラムの提供を行っています。次に、地域リハビリテーション活動支援事業は、介護予防事業等にリハビリテーション専門職が関与することで専門的かつ効果的な取り組みとなるよう強化するもので、平成30年度は、愛媛県リハビリテーション専門職協会に委託して、市と協働でP P K体操及び健康長寿拠点運営のガイドラインを作成しました。この事業の成果については、ガイドラインにより体操指導や拠点運営支援を標準化することができ、拠点ごとの指導内容や支援方法のばらつきを是正して質の高い拠点づくりにつながっています。課題としては、今後もP P K体操指導や拠点運営支援を行う中で、ガイドラインに含まれない問題も生じる可能性があるため、モニタリングを行いながら適宜改定も検討する必要があると思われます。次に在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方が必要な高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて関係者の連携のために必要な事業を行うもので、在宅医療と介護の連携に関する課題を抽出し、解決のための協議を行う新居浜市在宅医療介護連携推進協議会を設置し協議を行ったほか、医療関係者と介護関係者に対し、この事業についての講演会の開催、市民への事業を普及啓発するためにパンフレットの作成、医療と介護の情報をわかりやすく確認できる地域包括ケアポータルサイトの構築などを行いました。成果としては、医療機関と介護事業所の連携が図られていること、医療と介護の社会資源がポータルサイトから詳細に確認でき、専門職及び市民が日常的に必要な情報が得られるようになったこと、在宅で生活する高齢者に医療と介護についての仕組み

を紹介できるようになったことです。課題としては、医療関係者と介護事業関係者間で業務範囲が互いに理解できておらず、相互理解が進むような相互研修が必要であること、入退院時のルールが共有できていないためルールの共有化を図る必要があると考えています。

シルバーボランティア推進事業費の減額の理由については、この事業を行っていた非常勤職員を健康長寿コーディネーター配置事業における第1層協議体の専門員とし、この事業を兼務したことにより、その人件費が健康長寿コーディネーター事業費に移行したためです。

○委員（篠原茂） 要介護認定について、平成29年度は申請件数が8,819件で認定者が7,786人でしたが、平成30年度は申請が8,316件で認定者が7,862人です。申請者が500人減っていますが、申請で何か変更がありましたか。また、第1号被保険者は3万8,069人で前年度より111人ふえていますが、介護認定の内訳にどのような変化を感じますか。次に、保険給付の状況ですが、前年度に比べ、訪問リハビリテーションは約450万円、通所リハビリテーションは約760万円増額となりましたが、リハビリの効果、体の改善ができましたか。どれくらいの方が歩けるように回復しましたか。

○久枝介護福祉課長 要介護認定の申請件数については、申請の時点での変更はありません。申請件数が減った理由は、平成29年8月から要介護2の認定有効期間を、12カ月間までから24カ月間まで延長できる変更をしたためです。介護認定の内訳については、要介護3以上の重度の認定者の割合が若干増加していますが、新規申請者数及び認定者数に大きな変化はなく、第1号被保険者数の増加による影響は感じられません。次に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用がふえているのは、急性期の医療リハビリを終えて、現在の状態を維持するためのリハビリを必要としている方がふえているためと考えています。現状を維持することで重体化を予防して、在宅生活を続けられるという効果がありますが、体の改善については、どれくらいの方が改善されたか実数の把握はできていません。

○委員（篠原茂） リハビリの成果把握ができていないということですが、成果があったかどうかの確認が必要だと思いますが、考えを伺います。

○久枝介護福祉課長 重体化を防ぐ、できるだけ元気で長生きしてもらおうということでは効果があると考えていますし、ますます重要になると考えています。状況を維持する、重体化を防ぐという趣旨であるため、医療リハビリのように改善できたかと言われると、緩やかに弱っていくものなるべく維持するという考え方でやっている事業ですので、改善できた件数という把握は実際にはできていないというのが現状です。

○委員（井谷幸恵） 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設は、それぞれどういう特徴があり、何人待ちですか。また、いくらかかりますか。

○久枝介護福祉課長 介護老人福祉施設は、常時介護が必要で在宅介護が困難な方に日常生活上のお世話などのサービスを提供する施設です。介護老人保健施設は、心身機能の維持回復を図り、在宅生活への復帰を目指した方に機能訓練等のサービスを提供する施設です。介護療養型医療施設は、病状が安定期にある長期療養を必要とする方に医学的管理のもとにおける医療・看護・介護サービスを提供する施設です。待機者は、平成31年4月1日現在で介護老人福祉施設は920人、介護老人保健施設は431人、介護療養型医療施設は0人です。費用については、要介護5の方で利用者負担の割合が1割の場合、介護老人福祉施設の従来型個室に入所した場合、1月2万4,960円の介護サービス費用と、居住費、食費、日常生活費が必要です。介護老人保健施設や介護療養型医療施設の介護サービス費は、医学的管理のもとにサービスが行われるため、介護老人福祉施設よりも高く設定されています。また、居住費や食費は施設で設定できることになっています。

【後期高齢者医療事業特別会計】

○委員（井谷幸恵） 保険料特別軽減措置の見直しについて具体的に説明してください。影響を受けた人数と額について伺います。

○河端国保課長 平成29年度から平成30年度の保険料軽減特例の見直しは2点あり、1点目は一定所得以下、所得額が33万円以上91万円以下の方に対して適用されていた所得割額の2割軽減が廃止されたこと、2点目は会社の健康保険などの被扶養者だった方の均等割の軽減額が7割から5割になったことで、後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として、実施されてきた保険料軽減措置

について、制度の持続性を高めるため、また、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直されたものです。

1点目の所得割額の2割軽減の廃止の影響については、対象者は約2,070人、一人当たり年間約5,700円の負担増となり、2点目の被用者保険の旧被扶養者の均等割軽減の7割から5割への変更については、対象者が約320人、一人当たり年間約9,200円の負担増となっています。

○委員（井谷幸恵） 幾らから幾らになったというような例を示してください。

○河端国保課長 所得割の2割軽減については、割合になるので難しいのですが、均等割りの7割から5割については、平成30年度の保険料、均等割り額4万6,374円が、7割から5割の2割分が減額の対象から外れたということで、1人当たり年間9,200円の増額となります。所得割については、1人当たり年間5,700円増額されたということになります。

午後 4時45分休憩

午後 4時50分再開

認定第2号 第3グループ質疑

【市民相談費】

○委員（黒田真徳） 法律相談件数が362件になっていますが、これは市民からの相談要望の件数と同じですか。市民からの要望数に対応できたのですか。

○長井市民部次長（地域コミュニティ課長） 法律相談については、現在月に3回実施をしており、1日の相談人数は12人となっています。

法律相談は予約制のために、事前に電話予約等で相談の日時等を調整していますが、予約申し込みを受けて、遅くても翌月の法律相談日までは調整ができる状況が続いており、どうしても急ぐ案件等の場合には、市民相談を活用するなどの対応をとっていますので、現状、相談体制は市民からの要望に対応できていると考えています。

【地域コミュニティ再生事業費】

○委員（大條雅久） ごみ減量化等啓発事業交付金の内容を具体的に示してください。また、コミュニティ活性化事業交付金の当初予算額と決算額の差額について具体的に説明してください。

○長井市民部次長（地域コミュニティ課長） ご

み減量化等啓発事業交付金は、自治会へお願いしているごみカレンダーの配布に対する事務支援的なものです。ごみカレンダー1枚につき10円掛ける配布世帯数を校区の連合自治会へ交付金として支出しています。その使途については、それぞれの連合自治会の中で協議し、適正に執行されていると思っています。次に、コミュニティ活性化事業交付金の平成30年度の予算額は1,800万円で、決算額は1,699万3,000円です。平成30年度の交付金事業は、年度当初に各校区連合自治会から、防災に関する事業及び地域の魅力を高めるソフト事業についてそれぞれ50万円を上限に事業募集を行い、三役等で事業内容を精査し、交付金額が決定されました。1次募集の結果、要望事業費が予算額を下回ったことから、理事会で協議の結果、希望する校区連合自治会から2次募集を行うこととなり、応募のあった事業の内容や校区の世帯規模等を考慮して追加分の交付金額が決定されました。以上のように、事業内容等を精査して各校区へ配分する交付金額を決定したこと、及び事業精算に伴い不用額等が発生したことが、差額の原因であると考えています。

○委員（大條雅久） コミュニティ活性化事業交付金を精査した上での不用額というのは、支出を認めない項目があったということですか。この決算額で今年度の予算が減額になったのかと想像しましたが、各連合自治会への割り振りは、今年も平成30年度までのやり方と同じです。100万円以上必要なかったということで今年度の予算を削ったのであれば、同じ配分の仕方というのは疑問ですが、どういうふうにフィードバックしたのですか。

○長井市民部次長（地域コミュニティ課長） 三役等で精査をして事業費が減額になったことについては、事業対象外のものが含まれていたことも一つの原因です。決算額が今年度の予算額に反映されたのではないかとこの点については、今年度の予算査定段階で現予算額に査定されました。今年度は、防災に関する事業50万円、地域の魅力を高めるソフト事業40万円の1校区おおむね90万円の予算をベースに各校区から事業募集をしています。各校区均等に配分するのはおかしいのではないかとこの質問だと思いますが、校区の配分金額は理事会の中で協議していますが、大きな校区は事業費がかかるということで要望もありますこ

とから、理事会の中で来年度に向けて校区の世帯数等を考慮した傾斜的な配分を行う方向で現在検討を進めており、今後は地域からの声も踏まえて連合自治会とも協議しながら決定したいと考えています。

○委員（大條雅久） 1校区平均100万円でスタートしたのが、平均90万円という査定になり、その査定は決算の実績によるのかということを知りました。大きいところも小さいところも一緒というのが実態に合っていないというのは、担当課も十分承知しているだろうと思いますが、例えば世帯数でいえば2倍以上の差があります。だから、交付金についても2倍以上の差がついてもおかしくない訳ですが、そこら辺はどうお考えですか。

○長井市民部次長（地域コミュニティ課長） 不用額が出たことが今年度の予算額に反映されたのではないかとこのことですが、事業報告が上がってくる2月、3月の段階で不用額が出てきた事業もあり、数字だけを見ればそう見えますが、予算の要望時期は10月、11月ですから、その段階ではおおむね予算どおり事業計画のもとに執行してきたという経緯です。交付金の一律の配分については、この事業が始まった時からおおむね1校区100万円という配分で事業を進めてきました。事業の導入時に、担当課も含めて連合自治会の中で協議したと思いますが、単に世帯の大小ではなく、小さい校区でも魅力を高めるためにお金をかけて事業をすることも必要であろうということでスタートしたと伺っており、そういった状態が続いてきたということです。これについては、連合自治会の中でもいろいろ意見があるため、今後は地域の実情等も踏まえながら、より効果的な交付金となるように協議を続けていきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 事業成果をどう把握していますか。

○長井市民部次長（地域コミュニティ課長） 本事業は、新居浜市連合自治会が、地域コミュニティ再生のため主体的に地域の活性化を図ることを目的としています。交付金の成果としては、防犯灯電気料金の全額市負担より安全安心のまちづくりが推進されるとともに、自治会離れが進む自治会の財政負担の軽減が図られたものと思っています。また、防災訓練や防災に関する事業を実施したことにより、地域住民一人一人の防災意識や地

域の防災力の向上につながったと考えています。また、それぞれの校区において地域課題の解決に向け、連合自治会を中心に公民館や各種団体等が連携し、話し合いが活発になるとともに、校区の特性に応じた三世代交流や子育て支援、地域の魅力発見・発信事業などに取り組んだ結果、地域住民の交流の場が創出され、さまざまな世代間の交流が生まれ、事業を通じて地域に対する誇りや愛着が醸成されたものと考えています。自治会加入率の改善という数字には表れていませんが、それぞれの自治会において、自分たちの町は自分たちで考え、自分たちでつくっていくという意識が広がっていると感じているため、今後においても事業内容や事業効果等を再認識し、交付金の有効な活用により、地域コミュニティの活性化を進めたいと考えています。

○委員（米谷和之） 平成30年度も例年を踏襲したのかと感じます。その中で、今年度以降の事業の方向性を決定する上で何か獲得したものがあれば教えてください。

○長井市民部次長（地域コミュニティ課長） 本事業が開始されてから5年余りが経過しました。これまでの取り組みを踏まえ、現在、連合自治会の中で、各校区の実情や世帯数等に応じた傾斜的な配分を視野に入れた交付金の配分ができないかということと、この交付金には防災の事業とソフト事業という大きく2つの事業がありますが、防災は重要性が高いため引き続き実施し、ソフト事業についてはこれまでの実績等も踏まえ、連合自治会を初め公民館や各種団体、学校等との連携を深めていくということにもう少し力を入れた事業とすることについて、来年度に向けて協議を進めています。

【縁結びサポート事業費】

○委員（藤田誠一） 結婚を望む未婚の男女へ出会いの機会を提供することとありますが、具体的にどのような提供がありましたか。

成婚に至った数は。至らなかった場合の原因は把握していますか。

○松木男女共同参画課長 縁結びサポート事業については、平成29年8月に一般社団法人愛媛県法人会連合会と業務委託を締結し、愛媛県が当法人会に設立した結婚支援センターと連携し、同年9月に女性総合センターに縁結びサポートセンターを開設しました。

出会いの提供の1つ目は、縁結びサポートセンターでの愛結びコーナーの運営です。愛結びは、会員制の1対1のお見合いシステムで、自分のプロフィールを登録して相手情報を閲覧し、会いたい方を探します。その後、結婚サポーターが個別に引き合わせをしています。コーナーの窓口にはスタッフ1人を配置し、受け付け、問い合わせ等に当たっています。

開設日時は、仕事帰りや休日に利用しやすいように、水曜日と金曜日の17時から21時、土曜日、日曜日の10時から17時としています。

愛結びコーナーを含む縁結びサポートセンターの利用者は、今年度に入り月平均約140人が利用しており、開設から146組のカップルが成立しています。

出会いの提供の2つ目は、出会い交流イベントの開催です。参加者の募集に当たっては、チラシ、ポスター、市政だより、ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどで公募しています。

交流イベントでは、1対1のプロフィールトーク、ファーストインプレッションの記入、フリートーク、マッチングなどを行っています。

参加者の交流がスムーズになるよう、プログラムの中に講師による心理学の分析やリラクソヨガ、婚活イメトレなどを取り入れています。

これまでに8回開催しており、男女合わせて369人が参加し、67組のカップルが成立しています。

縁結びサポート事業では、これら2つの出会いを支援するために、今年度は23名の結婚サポーターを認定し、交際フォローなど成婚に向け結婚支援を行っています。

次に、成婚に至った数ですが、平成29年9月に縁結びサポートセンターを開設以降、えひめ結婚支援センターより新居浜市在住の成婚者の報告は22組ありました。

成婚に至らなかった場合の原因としては、交際中のカップルにおいて価値観が合わなかった、デートしても会話が弾まない、誠意が感じられなかったなどの声をお聞きしています。

交際がうまくいかなかった理由を結婚サポーターが傾聴し、気持ちの整理ができていることを確認後、新たな出会いに向けて背中を押しているところです。

○委員（合田晋一郎） 市としてお見合いシステ

ムを独自により活発にするため何か工夫されていることはありますか。

カップル成立後によりサポートするようなことを行われていますか。また、カップルが成立しなかった方に対してどのようなことをされていますか。

○松木男女共同参画課長 工夫したこととしては、この3月に1年程度経過しましたので、アンケート調査を行い、例えばシステムの電波の状況が時々悪いか、いろいろ声を聞いていますので、そういったことに対応しています。

それから、カップルの不成立においては、結婚サポーターがついており、その交際がうまくいかなかった理由を傾聴して、心の整理がついたごろにまた背中の後押しをしています。

○委員（合田晋一郎） 不成立者に対して何か取り組まれていることがありましたら教えてください。

○松木男女共同参画課長 愛結びで自分が相手を探してだめだった場合については、継続してチャレンジできますので、期間を置いてやっていただくということをお勧めしています。

イベントの場合については、継続してイベントはやっていますので、イベントに参加いただく、あるいは愛結びを利用していただくというところで声をかけています。

【防災用品備蓄費】

○委員（神野恭多） 避難所である学校に備蓄品を置いていますが、具体的にどのような基準でどのようなもの、量を備蓄していますか。連合自治会が備蓄しているものとの整合化、合理化は図っていますか。各学校によって保管場所が違っているようですが、その管理等について先生方、地域の方との話し合いは行っていますか。地域において、学校以外の備蓄はありますか。例えば福祉避難所への備蓄はどうなっていますか。

○竹林防災安全課長 備蓄物資については、現在、市内28カ所、小中学校等にビスケット等の食料品、粉ミルク、哺乳瓶、飲料水、おむつ、生理用品、毛布等を備蓄しています。食料品、飲料水については南海トラフ地震が発生した際の家屋全壊、水害発生時の家屋水没等による非常持ち出しが困難な方のもので、想定される1万2,000人分の1食分を目標数量として備蓄を進めています。自治会等の備蓄物資との整合性については、昨年

7月に資機材、備蓄物資等を連合自治会、市職員双方で確認しています。市の備蓄計画は連合自治会にも示しており、自治会で購入される際に参考にさせていただいているものと思っています。保管場所については、学校、地域とも十分協議の上で保管しています。また、校区防災訓練等を実施する際には、備蓄資機材や備蓄物資の点検を兼ねて実施していただいているものと思っています。学校以外の備蓄物資については、福祉避難所への備蓄物資は現在のところありませんが、小中学校等にある備蓄品で対応したいと考えています。将来的にはそちらにも備蓄品の整備も検討すべきと考えますが、まずは避難所としての機能を果たすことが第一と考えていますので、資機材整備から検討していきたいと考えています。

○委員（神野恭多） 学校によって保管場所が異なっているということで、数量等をデータで持っていない、先生方が把握できていない学校も多かったので、質問をしました。7月に市と連合自治会で資機材の整理をされたということですが、そこに子供たちが通う学校が入るべきだと思いますがどうですか。

○竹林防災安全課長 備蓄を始めた平成27年9月には小中学校の校長会で備蓄する場所等についてお願いをして保管しています。その際には、備蓄物資の在庫の物品管理の受払簿を付けていただくことで、合わせてお願いしています。それが確実に引き継がれているかについては、防災安全課から定期的に小中学校にお願いして確認していきたいと思います。また、自治会等を通じて備蓄物資、資機材の点検をしていますので、この結果についても学校等にお知らせして、確認していきたいと思います。

○委員（大條雅久） 福祉避難所への備蓄がまだできていないということですが、福祉避難所自体の数と具体的な個所を教えてください。

○竹林防災安全課長 明日資料を提出します。

【家具転倒防止等推進費】

○委員（米谷和之） これまでの実績件数の推移、当初予算額とそのときの予算査定された件数を教えてください。

○竹林防災安全課長 施工件数の推移としては、平成25年度が175件、平成26年度が107件、平成27年度が38件、平成28年度が55件、平成29年度が24件、平成30年度が20件となっています。

予算は、おおよそ30件です。

○委員（米谷和之） 阪神・淡路大地震で、直接地震で亡くなった方の80%は建物自体の倒壊も含め、家具の転倒で圧迫されて亡くなり、しかもそのうちの90%ぐらいはほとんど即死であるというデータがよくテレビ等でも言われており、この事業、どちらかという地味な事業だと思いますが、非常に大切な事業じゃないかと思っています。

そこで、今年度想定30件であったようですが、65歳の高齢者世帯であるとか、あるいは身体障害者手帳云々というような条件もありますが、そもそも家具転倒防止が必要な世帯というのはどれぐらいありますか、想定している数はありますか。

それに対して30件というのは、どういうところからこの数字が出てきましたか。

○竹林防災安全課長 想定している世帯数が、65歳以上の方、介護支援が必要な方、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が対象になるので、約1万1,500世帯を想定しています。

年間施行件数については、6年間を通じて419件、3.6%というようなところで、前年度の実績をもとに要望しているところです。

午後 5時24分閉会

